

# 令和元(2019)年度 第2回 栃木県生活交通対策協議会

日 時：令和元 (2019)年9月11日(水)

14：00～16：40

場 所：栃木県庁東館4階講堂

## 【次 第】

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 講 演

【資料3】

「日本版 MaaS の実現に向けた最近の交通政策の動向について」

講師：国土交通省関東運輸局交通政策部交通企画課長

村田 智紀 (むらた とものり) 氏

### 4 議 題

#### (1) 協議事項

① 令和2(2020)年度栃木県生活バス路線の指定について

【資料4】

② 地域間幹線系統確保維持改善計画の変更について

【資料5】

③ 協議会の会議の公開に係る栃木県生活交通対策協議会設置要綱の  
改正について

【資料6】

#### (2) その他

① とちぎエコ通勤 week の実施について

② 公共交通副読本の子ども無料券の対象拡大について

【資料7】

### 5 閉 会

<資料>

・次第	
・資料 1	栃木県生活交通対策協議会設置要綱
・資料 2	栃木県生活交通対策協議会委員名簿
・資料 3	講師プロフィール
・資料 4 - (1)	栃木県バス運行対策費補助金交付要領
・資料 4 - (2)	栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領
・資料 4 - (3)	令和 2 (2020)年度生活バス路線指定申請書【関東自動車(株)】
・資料 4 - (4)	令和 2 (2020)年度生活バス路線指定申請書【ジェイアールバス関東(株)】
・資料 4 - (5)	令和 2 (2020)年度生活バス路線指定申請書【日光交通(株)】
・資料 4 - (6)	栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について
・資料 4 - (7)	栃木県生活バス路線指定に係る意見について (栃木県)
・資料 5 - (1)	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 (抜粋)
・資料 5 - (2)	地域間幹線系統確保維持計画 (関東自動車)
・資料 6	栃木県生活交通対策協議会設置要綱 (改正案)
・資料 7	公共交通副読本バスのこども無料券の対象拡大について (案)
・資料 8	市町村生活交通の運行状況

【ご連絡】

- ・地下駐車場ご利用の方は、駐車券に時間延長処理を行いますので、駐車券を受付にお渡しください。
- ・コンビニが本会場と同じ東館の 2 階にございます。

## 栃木県生活交通対策協議会設置要綱

## (名称及び目的)

第1条 県内における生活交通の維持、改善及び充実に図り、持続可能な生活交通ネットワークの構築に必要な協議を行うために、栃木県生活交通対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス」という。）に係る路線の休止又は廃止の申出に伴う対応に関する事。
- (2) 生活交通に係る支援に関する事。
- (3) 栃木県バス運行対策費補助金交付要領（以下「国庫協調補助要領」という。）第2条第4号及び栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領（以下「県単補助要領」という。）第2条第4号に規定する生活バス路線の指定に関する事。
- (4) 国庫協調補助要領第18条第1項及び県単補助要領第18条第1項に規定する特定課題系統の選定に関する事。
- (5) 国庫協調補助要領第19条第4項及び県単補助要領第19条第4項に規定する改善計画の承認に関する事。
- (6) 生活交通の維持、改善及び充実に係る広域的な取組に関する事。
- (7) その他、生活交通の維持、改善及び充実に必要な事項に関する事。

## (構成)

第3条 協議会は、別表1の委員によって構成する。

2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

## (会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は栃木県県土整備部長を、副会長は国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長をもってあてる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

## (会議等)

第5条 会長は、必要に応じて協議会を招集するものとする。

- 2 協議会の議長は、会長が行う。
- 3 会長は、必要に応じて関係者からの意見を聴くことができるものとする。
- 4 協議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 協議会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 協議会の議事録要旨及び資料は原則公開とする。ただし、公開することにより、個人や法人等の権利や利益を害する恐れがあるものは除く。

(分科会)

第6条 協議会には、次に掲げる事項の協議を行わせるため、分科会を置く。

- (1) 第2条第1号に規定する路線の休廃止に関する事。
- (2) 第2条第3号に規定する生活バス路線指定に関する事(関係者(この号において、知事及び関係市町村長をいう。)間で、国庫協調補助要領第2条第4号又は県単補助要領第2条第4号の意見が一致しない場合に限る。)
- (3) 第2条第5号に規定する改善計画の承認に関する事(別表2に掲げる委員間の意見が一致しない場合に限る。)
- (4) その他、会長が分科会での協議が適当と認める事項に関する事

2 分科会は、別表2の委員によって構成する

3 分科会に、座長及び副座長を置く。

4 座長は、栃木県県土整備部交通政策課長を、副座長は国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官をもってあてる。

5 座長は分科会を代表し、会務を統括する。

6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

7 分科会は、必要に応じて座長が招集する。

8 座長は、必要に応じて関係者からの意見を聴くことができるものとする。

9 協議会は、分科会の決定事項を協議会の決議とすることができる。

(その他の協議)

第7条 会長は、別途必要に応じて、関係者による協議の場を設けることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を栃木県県土整備部交通政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月24日から施行する。

(別表1)

栃木県生活交通対策協議会構成員

- ・ 栃木県県土整備部長
- ・ 国土交通省関東運輸局自動車交通部長
- ・ 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長
- ・ 県内市町村生活交通担当部長（ただし、担当する部がない場合は、担当課長とする。）
- ・ 一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・ 一般社団法人栃木県タクシー協会専務理事
- ・ 県内一般乗合運送事業者乗合担当部長
- ・ 栃木県交通運輸産業労働組合協議会議長

(別表2)

栃木県生活交通対策協議会分科会構成員

- ・ 栃木県県土整備部交通政策課長
- ・ 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官
- ・ 関係市町村生活交通担当課長
- ・ 一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・ 関係一般乗合運送事業者乗合担当課長

## 栃木県生活交通対策協議会委員名簿

No.	所 属	役 職	備 考
1	栃木県	県土整備部長	会 長
2	関東運輸局	自動車交通部長	
3	関東運輸局栃木運輸支局	支局長	副会長
4	宇都宮市	総合政策部長	
5	足利市	生活環境部長	
6	栃木市	生活環境部長	
7	佐野市	市民生活部長	
8	鹿沼市	市民部長	
9	日光市	市民生活部長	
10	小山市	都市整備部長	
11	真岡市	総務部長	
12	大田原市	市民生活部長	
13	矢板市	総務部長	
14	那須塩原市	生活環境部長	
15	さくら市	総合政策部長	
16	那須烏山市	まちづくり課長	
17	下野市	市民生活部長	
18	上三川町	地域生活課長	
19	益子町	総務部長	
20	茂木町	企画課長	
21	市貝町	企画振興課長	
22	芳賀町	建設産業部長	
23	壬生町	総務部長	
24	野木町	産業建設部長	
25	塩谷町	企画調整課長	
26	高根沢町	地域安全課長	
27	那須町	ふるさと定住課長	
28	那珂川町	総務課長	
29	(一社)栃木県バス協会	専務理事	
30	(一社)栃木県タクシー協会	専務理事	
31	関東自動車(株)	路線バス部部长	
32	ジェイアールバス関東(株)	取締役運輸営業部長	
33	日光交通(株)	専務取締役	
34	東武バス日光(株)	取締役運輸統括部長	
35	しおや交通(株)	代表取締役	
36	足利中央観光バス(株)	代表取締役	
37	栃木県交通運輸産業労働組合協議会	議長	

## 講師 プロフィール

氏名 むらた ともりの  
村田 智紀

学歴 東京大学法学部卒業 (平成24年3月)

職歴 平成24年4月 国土交通省入省 (都市局都市計画課)  
平成26年7月 鉄道局幹線鉄道課  
平成27年4月 鉄道局幹線鉄道課企画係長  
平成28年4月 大臣官房総務課法規第二係長  
平成29年7月 大臣官房総務課法規第三係長  
平成30年7月 関東運輸局 交通政策部交通企画課長  
現在に至る



## 栃木県バス運行対策費補助金交付要領

### 第 1 章 総則

(趣旨)

**第 1 条** 県は、県民の日常生活上必要な交通手段としての県内の乗合バス路線のうち、特に広域的幹線的路線の維持確保を図るため、国が補助する系統について県と関係市町村との役割分担に基づき、関係市町村と協調して、栃木県バス運行対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）及び栃木県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等（昭和 47 年栃木県告示第 354 号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

**第 2 条** この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 協議会 地域における生活交通の確保のため県が主体となり、関東運輸局、市町村及び関係事業者等の構成員によって設置された栃木県生活交通対策協議会をいう。
- (3) 国庫補助金交付要綱 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号）をいう。
- (4) 生活バス路線 協議会において地域住民の生活に必要な系統であるかどうか及び関係市町村と当該系統を運行する乗合バス事業者との適切な協力関係に基づき運行されるかどうかについて、知事及び関係市町村長の意見を聴いた上で、地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、知事が指定したものをいう。ただし、次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。
  - ア 次のいずれにも該当しないもの
    - (ア) 単一の市町村内を運行する系統であって、鉄道駅と広域拠点施設（総合病院、高等学校、大学及び大規模商業施設等をいう。）を連絡する系統でないもの（国庫補助金交付要綱第 7 条により策定する生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持改善計画を含む。）に含まれるものを除く。）
    - (イ) 高速バス、急行バス、季節運行又は定期観光等の系統
    - (ウ) 市町村等からの委託を受けて運行する系統
    - イ 他の公共交通との接続等公共交通ネットワークに配慮した系統
    - ウ 地域住民の需要に応じた運行を行う系統
    - エ 路線の新規運行又は変更に当たり、協議会に事前照会しているもの
- (5) 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 11 条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の 9 月 30 日を末日とする 1 年間をいう。
- (6) 特定課題系統 協議会において、生活バス路線であって次に掲げる事項に該当するもののうち、補助金の交付実績等を勘案して、優先的に改善すべき系統と認められ、知事が選定したものをいう。
  - ア 系統延長がおおむね 20 キロメートルを超えるもの
  - イ 1 日当たりの運行回数がおおむね 3 回以上のもの
  - ウ その他協議会が必要と認めたもの
- (7) 改善計画 乗合バス事業者が特定課題系統の見直し、改善の取組を行うに当たって、運行の効率化を図るために利用者ニーズを踏まえて策定する計画をいう。
- (8) 輸送量 次式によって算出された数値をいう。

平均乗車密度×運行回数

- (9) 地域キロ当たり標準経常費用 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の北関東ブロック（国庫補助金交付要綱別表1に定める補助ブロックのうち栃木県が含まれるブロックをいう。）における実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用（この号において「地域実績キロ当たり標準経常費用」という。）を基礎として、過去3年間を平均して得られた額をいう。
- (10) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用 補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- (11) キロ当たり補助対象経常費用 第9号の地域キロ当たり標準経常費用と前号の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額をいう。
- (12) 補助対象経常費用 前号のキロ当たり補助対象経常費用の額に補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。
- (13) 特定課題系統キロ当たり経常収益 補助対象期間の特定課題系統の経常収益を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常収益をいう。
- (14) 特定課題系統キロ当たり欠損額 乗合バス事業者キロ当たり経常費用から特定課題系統キロ当たり経常収益を控除した額をいう。
- (15) 国庫補助対象経費の額 国庫補助金交付要綱第6条の規定により算出した補助対象経費の額をいう。

（生活バス路線の指定）

**第3条** 生活バス路線の指定を受けようとする乗合バス事業者は、第1号様式による指定申請書に所定の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の7月20日までに、知事に提出するものとする。

2 生活バス路線の指定の変更をしようとする乗合バス事業者は、随時、第1号の2様式による生活バス路線指定変更申請書を提出するものとする。

3 知事は前2項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る内容が適切であると認められるときは、生活バス路線の指定又は指定の変更（以下「指定等」という。）を行い、第2号様式によりその旨を通知するものとする

（生活バス路線の運行計画の作成等）

**第4条** 前条第1項の申請をする乗合バス事業者は、指定を受けようとする期間に係る当該系統の運行計画を作成し、知事に提出しなければならない。同条第2項により指定の変更をしようとするときも、同様とする。

2 前条第3項の指定等を受けた乗合バス事業者は、前項の運行計画に記載された運行を実施しなければならない。

（生活バス路線の指定の取消し）

**第5条** 知事は、第3条第3項の指定等を行った生活バス路線について、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定等を取り消すことができる。

- (1) 生活バス路線の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条第1項の運行計画に基づく運行を実施しなかったとき。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。
- (3) その他生活バス路線として不適切であると認められるとき。

2 関係市町村長又は当該系統を運行する乗合バス事業者は、知事に対し、前項の生活バス路線について、前項各号のいずれかに該当する旨を申し出ることができる。

## 第2章 バス運行対策費補助金

（補助対象系統）

**第6条** 補助対象系統は、生活バス路線のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。
- (2) 1日当たりの輸送量が15～150人のもの
- (3) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの
- (4) 国庫補助金交付要綱別表3に定める広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの、県庁所在地への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められるものとして、協議会が認めたもの
- (5) 補助対象期間に当該系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該系統の補助対象経常費用に達していないもの
- (6) 経常収益が経常費用の11/20以上の系統又は、経常収益が経常費用の11/20に満たない系統で、市町村が補助することにより経常収益並びに市町村の補助額の合計額が経常費用の11/20に相当する額に達するもの
- (7) 国庫補助金交付要綱第12条に基づく国の補助対象系統であるもの  
(補助対象事業者)

**第7条** 補助対象事業者は、栃木県内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

**第8条** 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする。また、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活バス路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該生活バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額×

当該生活バス路線の総キロ程－競合区間に係るキロ程

当該生活バス路線の総キロ程

- 2 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の生活バス路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。
- 3 前2項により算定した補助対象経費の額が、国庫補助対象経費の額を超える生活バス路線においては、補助対象経費の額は、前2項の規定にかかわらず、当該国庫補助対象経費の額を限度とする。ただし、当該補助対象経費の額と国庫補助対象経費の額との差額の1/2について、市町村が補助する場合には、当該補助対象経費の額に当該差額を加算した額を限度とする。

(補助対象系統の要件成否の決定)

**第9条** 補助対象系統の要件成否は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付の申請)

**第10条** 補助金の交付を受けようとする者は、第3号様式による栃木県バス運行対策費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第3号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）
- (3) 第3号の3様式による市町村負担額（第6条第6号後段及び第8条第3項の規定により市町村負担が生じるものに限る。）
- (4) 第4号様式による事業評価結果シート

(事業評価の実施)

**第11条** 前条の申請をする乗合バス事業者は、申請系統の補助対象期間における運行状況等について評価を行い、第4号様式による事業評価結果シートを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付額)

**第12条** 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額以内で知事が定める額とする。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

**第13条** 知事は、第10条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、すみやかに当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の交付の周知)

**第14条** 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金交付系統を運行する車内に国及び県等からの補助を受けている旨の掲示をしなければならない。

(補助金の経理等)

**第15条** 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

**第16条** 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 本要領の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。

(3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(適用除外)

**第17条** 規則第11条から第15条までの規定は適用除外とする。

### 第3章 特定課題系統に係る特例

(特定課題系統の選定)

**第18条** 知事は、協議会の協議結果を踏まえて、特定課題系統を選定し、当該系統を運行する乗合バス事業者はその旨を通知するものとする。

2 特定課題系統の選定は、1回の選定において1乗合バス事業者につき1系統を原則とする。

3 知事は、第1項の選定を行った日が属する会計年度から起算して3年間は、同一事業者が運行する他の系統について特定課題系統の選定を行わないものとする。

(改善計画の承認)

**第19条** 特定課題系統を運行する乗合バス事業者は、当該特定課題系統の見直し、改善の取組等を記載した改善計画を策定し、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする乗合バス事業者は、第5号様式による改善計画承認申請書に第5号の2様式による改善計画書を添付して、当該改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間の直前の4月末日までに、知事に提出するものとする。

3 第1項の改善計画の変更をしようとする乗合バス事業者は、第5号の3様式による改善計画変更申請書を知事に提出するものとする。

4 知事は、前2項の規定による申請が行われた場合に、当該申請に係る内容が次に掲げる事項を勘案して適当であると認められるときは、協議会の協議結果を踏まえて、計画又は変更の承認を行い、その旨を通知するものとする。

(1) 計画に記載した取組内容の妥当性

(2) 収支目標の適切性

5 乗合バス事業者は、前項の承認を受けた改善計画の取組を実施しなければならない。

(インセンティブ補助金)

**第20条** 特定課題系統については、前章の補助金のほか、インセンティブ補助金を交付することとする。

2 前項の補助対象系統は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 前条に規定する改善計画の承認を受けること。

(2) 承認を受けた改善計画の取組を実施すること。

(3) 承認を受けた改善計画の収支目標を達成すること。

(4) 特定課題系統キロ当たり欠損額が基準期間（改善計画の取組を開始した日の属する補助対象期間の前補助対象期間をいう。以下同じ。）の特定課題系統キロ当たり欠損額を下回ること。

(補助対象事業者)

**第21条** 補助対象事業者は、前条第2項に該当する特定課題系統を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

**第22条** 補助対象経費の額は、次の各号に掲げる式により得られた額とする。ただし、第2号の規定は、乗合バス事業者キロ当たり経常費用が地域キロ当たり標準経常費用を下回っている場合に適用する。

(1)  $\{(特定課題系統キロ当たり経常収益 - 基準期間における特定課題系統キロ当たり経常収益) + (基準期間におけるキロ当たり補助対象経常費用 - キロ当たり補助対象経常費用)\} \times 実車走行キロ \times 20\%$

(2)  $(地域キロ当たり標準経常費用 - 乗合バス事業者キロ当たり経常費用) \times 実車走行キロ \times 10\%$

2 第8条第1項また書及び同条第2項の規定は、前項の補助対象経費の額について準用する。

3 第1項の規定は、改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間に係る補助金の交付を受けようとする会計年度から起算して3年間に限り適用する。

(補助金の交付の申請)

**第23条** 補助金の交付を受けようとする者は、第10条の規定によるほか、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

(1) 第6号様式による実績報告書

(補助金の交付額)

**第24条** 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額以内で知事が定める額とする。

2 特定課題系統について、第10条の補助金の交付の申請があった場合において、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、第12条中「1/2」を「1/3」と読み替えて適用する。

(1) 当該特定課題系統の選定の日から3年を経過した日が属する補助対象期間の翌補助対象期間の末日までの間に第19条第4項の承認を得られないとき。

(2) 前号の期間において承認を受けた改善計画の取組が実施されていないとき。

(準用規定)

**第25条** 第13条から第17条までの規定は、本章の補助について準用する。

#### 附 則 (平成13年11月30日交第99号)

1 この要領は、平成13年度から適用する

ただし、平成13年度の補助対象期間のうち、平成12年10月1日から平成13年3月31日までの期間については「栃木県バス路線維持費補助金交付要領」に基づいて補助するものとする。

2 平成13年度において、補助金交付申請に係る第7条及び第14条中「11月15日まで」とあるのは「12月18日まで」とする。

附 則 (平成14年9月19日交第69号)

この要領は、平成14年度から適用する。

附 則 (平成15年10月21日交第102号)

この要領は、平成15年度から適用する。

附 則 (平成16年9月16日交第88号)

この要領は、平成16年度から適用する。

附 則 (平成17年7月21日交第75号)

この要領は、平成17年度から適用する。

附 則 (平成18年6月26日交第53号)

この要領は、平成18年度から適用する。

附 則 (平成19年7月10日交政第128号)

1 この要領は、平成19年度から適用する。

附 則 (平成21年3月27日交政第237号)

この要領は、平成21年度から適用する。

附 則 (平成22年3月26日)

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年4月1日)

1 この要領は、平成23年4月1日から適用する。

2 この要領は、平成25年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成23年6月1日)

1 この要領は、平成23年6月1日から適用する。ただし、平成23年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年4月1日)

この要領は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成26年3月28日)

1 この要領は、平成27年度分の補助金から適用し、平成26年度分の補助金については、なお従前の例による。

2 この要領は、平成30年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成30年6月12日)

1 この要領は、平成31年度分の補助金から適用し、平成30年度分の補助金については、なお従前の例による。

2 この要領は、平成33年度分限り、その効力を失う。

## 栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** 県は、県民の日常生活上必要な交通手段としての県内の乗合バス路線の維持確保を図るため、県と関係市町村との役割分担に基づき、関係市町村と協調して栃木県生活バス路線維持費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、当該補助金については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)及び補助金等の名称等を定める告示(昭和47年栃木県告示第354号。以下「告示」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 協議会 地域における生活交通の確保のため県が主体となり、関東運輸局、市町村及び関係事業者等の構成員によって設置された栃木県生活交通対策協議会をいう。
- (3) 国庫補助金交付要綱 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)をいう。
- (4) 生活バス路線 協議会において地域住民の生活に必要な系統であるかどうか及び関係市町村と当該系統を運行する乗合バス事業者との適切な協力関係に基づき運行されるかどうかについて、知事及び関係市町村長の意見を聴いた上で、地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、知事が指定したものをいう。ただし、次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。
  - ア 次のいずれにも該当しないもの
    - (ア) 単一の市町村内を運行する系統であって、鉄道駅と広域拠点施設(総合病院、高等学校、大学及び大規模商業施設等をいう。)を連絡する系統でないもの(国庫補助金交付要綱第7条により策定する生活交通ネットワーク計画(当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持改善計画を含む。)に含まれるものを除く。)
    - (イ) 高速バス、急行バス、季節運行又は定期観光等の系統
    - (ウ) 市町村等からの委託を受けて運行する系統
    - イ 他の公共交通との接続等公共交通ネットワークに配慮した系統
    - ウ 地域住民の需要に応じた運行を行う系統
    - エ 路線の新規運行又は変更に当たり、協議会に事前照会しているもの
- (5) 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和22年法律第34号)第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の9月30日を末日とする1年間をいう。
- (6) 特定課題系統 協議会において、生活バス路線であって次に掲げる事項に該当するもののうち、補助金の交付実績等を勘案して、優先的に改善すべき系統と認められ、知事が選定したものをいう。
  - ア 系統延長がおおむね20キロメートルを超えるもの
  - イ 1日当たりの運行回数がおおむね3回以上のもの
  - ウ その他協議会が必要と認めたもの
- (7) 改善計画 乗合バス事業者が特定課題系統の見直し、改善の取組を行うに当たって、運行の効率化を図るために利用者ニーズを踏まえて策定する計画をいう。
- (8) 地域キロ当たり標準経常費用 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交

付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の北関東ブロック（国庫補助金交付要綱別表1に定める補助ブロックのうち栃木県が含まれるブロックをいう。）における実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用（この号において「地域実績キロ当たり標準経常費用」という。）を基礎として、過去3年間を平均して得られた額をいう。

- (9) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用 補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- (10) キロ当たり補助対象経常費用 第8号の地域キロ当たり標準経常費用と前号の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額をいう。
- (11) 補助対象経常費用 前号のキロ当たり補助対象経常費用の額に補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。
- (12) 特定課題系統キロ当たり経常収益 補助対象期間の特定課題系統の経常収益を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常収益をいう。
- (13) 特定課題系統キロ当たり欠損額 乗合バス事業者キロ当たり経常費用から特定課題系統キロ当たり経常収益を控除した額をいう。

（生活バス路線の指定）

**第3条** 生活バス路線の指定を受けようとする乗合バス事業者は、第1号様式による指定申請書に所定の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の7月20日までに、知事に提出するものとする。

2 生活バス路線の指定の変更をしようとする乗合バス事業者は、随時、第1号の2様式による生活バス路線指定変更申請書を提出するものとする。

3 知事は前2項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る内容が適切であると認められるときは、生活バス路線の指定又は指定の変更（以下「指定等」という。）を行い、第2号様式によりその旨を通知するものとする。

（生活バス路線の運行計画の作成等）

**第4条** 前条第1項の申請をする乗合バス事業者は、指定を受けようとする期間に係る当該系統の運行計画を作成し、知事に提出しなければならない。同条第2項により指定の変更をしようとするときも、同様とする。

2 前条第3項の指定等を受けた乗合バス事業者は、前項の運行計画に記載された運行を実施しなければならない。

（生活バス路線の指定の取消し）

**第5条** 知事は、第3条第3項の指定等を行った生活バス路線について、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定等を取り消すことができる。

- (1) 生活バス路線の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条第1項の運行計画に基づく運行を実施しなかったとき。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。
- (3) その他生活バス路線として不適切であると認められるとき。

2 関係市町村長又は当該系統を運行する乗合バス事業者は、知事に対し、前項の生活バス路線について、同項各号のいずれかに該当する旨を申し出ることができる。

## 第2章 生活バス路線維持費補助金

（補助対象系統）

**第6条** 補助対象系統は、生活バス路線のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 栃木県バス運行対策費補助金交付要領（平成13年11月30日交第99号）の補助対象外のもの
- (2) 1日当たりの運行回数が10回以下のもの

- (3) 平均乗車密度が2人以上15人以下のもの
- (4) 補助対象期間に当該系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該路線の補助対象経常費用に達していないもの
- (5) 経常収益が補助対象経常費用の $11/20$ 以上の系統又は、経常収益が補助対象経常費用の $11/20$ に満たない系統で、市町村が補助することにより経常収益並びに市町村の補助額の合計額が補助対象経常費用の $11/20$ に相当する額に達するもの  
(補助対象事業者)

**第7条** 補助対象事業者は、栃木県内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者とする。  
(補助対象経費の額)

**第8条** 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、補助対象経常費用の $9/20$ に相当する額を限度とする。また、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活バス路線であつて、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

$$\frac{\text{当該生活バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \text{当該生活バス路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活バス路線の総キロ程}}$$

(補助対象系統の要件成否の決定)

**第9条** 補助対象系統の要件成否は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付の申請)

**第10条** 補助金の交付を受けようとする者は、第3号様式による栃木県生活バス路線維持費補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第3号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象系統に係るものに限る。)
- (3) 第4号様式による事業評価結果シート

(事業評価の実施)

**第11条** 前条の申請をする乗合バス事業者は、申請系統の補助対象期間における運行状況等について評価を行い、第4号様式による事業評価結果シートを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付額)

**第12条** 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の $1/2$ に相当する額以内で知事が定める額とする。ただし、単一の市町村内を運行する系統のうち平均乗車密度が5人未満の系統の補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の $1/2$ に相当する額に、当該平均乗車密度を5で除した数値を乗じた額以内の額で、知事が定める額とする。なお、県と協調して関係市町村が補助する額(第6条第5号の額を除く。)を上限とする。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

**第13条** 知事は、第10条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、すみやかに当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の交付の周知)

**第14条** 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金交付系統を運行する車内に県及び市町村からの補助を受けている旨の掲示をしなければならない。

(補助金の経理等)

**第15条** 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 乗合バス事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を、補助金の交付を受けた日の

属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

**第16条** 知事は、補助金の交付を受けた乗合バス事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(適用除外)

**第17条** 規則第11条から第15条までの規定は適用除外とする。

### 第3章 特定課題系統に係る特例

(特定課題系統の選定)

**第18条** 知事は、協議会の協議結果を踏まえて、特定課題系統を選定し、当該系統を運行する乗合バス事業者にその旨を通知するものとする。

- 2 特定課題系統の選定は、1回の選定において1乗合バス事業者につき1系統を原則とする。
- 3 知事は、第1項の選定を行った日が属する会計年度から起算して3年間は、同一事業者が運行する他の系統について特定課題系統の選定を行わないものとする。

(改善計画の承認)

**第19条** 特定課題系統を運行する乗合バス事業者は、当該特定課題系統の見直し、改善の取組等を記載した改善計画を策定し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする乗合バス事業者は、第5号様式による改善計画承認申請書に第5号の2様式による改善計画書を添付して、当該改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間の直前の4月末日までに、知事に提出するものとする。
- 3 第1項の改善計画の変更をしようとする乗合バス事業者は、第5号の3様式による改善計画変更申請書を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、前2項の規定による申請が行われた場合に、当該申請に係る内容が次に掲げる事項を勘案して適当であると認められるときは、協議会の協議結果を踏まえて、計画又は変更の承認を行い、その旨を通知するものとする。

- (1) 計画に記載した取組内容の妥当性
- (2) 収支目標の適切性

- 5 乗合バス事業者は、前項の承認を受けた改善計画の取組を実施しなければならない。

(インセンティブ補助金)

**第20条** 特定課題系統については、前章の補助金のほか、インセンティブ補助金を交付することとする。

- 2 前項の補助対象系統は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。
  - (1) 前条に規定する改善計画の承認を受けること。
  - (2) 承認を受けた改善計画の取組を実施すること。
  - (3) 承認を受けた改善計画の収支目標を達成すること。
  - (4) 特定課題系統キロ当たり欠損額が基準期間(改善計画の取組を開始した日の属する補助対象期間の前補助対象期間をいう。以下同じ。)の特定課題系統キロ当たり欠損額を下回ること。

(補助対象事業者)

**第21条** 補助対象事業者は、前条第2項に該当する特定課題系統を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

**第22条** 補助対象経費の額は、次の各号に掲げる式により得られた額とする。ただし、第2号の規定は、乗合バス事業者キロ当たり経常費用が地域キロ当たり標準経常費用を下回っている場合に適

用する。

- (1)  $\{(\text{特定課題系統キロ当たり経常収益} - \text{基準期間における特定課題系統キロ当たり経常収益}) + (\text{基準期間におけるキロ当たり補助対象経常費用} - \text{キロ当たり補助対象経常費用})\} \times \text{実車走行キロ} \times 20\%$
- (2)  $(\text{地域キロ当たり標準経常費用} - \text{乗合バス事業者キロ当たり経常費用}) \times \text{実車走行キロ} \times 10\%$

2 第8条また書の規定は、前項の補助対象経費の額について準用する。

3 第1項の規定は、改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間に係る補助金の交付を受けようとする会計年度から起算して3年間に限り適用する。

(補助金の交付の申請)

**第23条** 補助金の交付を受けようとする者は、第10条の規定によるほか、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

- (1) 第6号様式による実績報告書

(補助金の交付額)

**第24条** 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額以内で知事が定める額とする。なお、第12条ただし書の規定は、本項の補助金の交付額について準用する。

2 特定課題系統について、第10条第1項の補助金の交付の申請があった場合において、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、第12条中「1/2」を「1/3」と読み替えて適用する。

- (1) 当該特定課題系統の選定の日から3年を経過した日が属する補助対象期間の翌補助対象期間の末日までの間に第19条第4項の承認を得られないとき。
- (2) 前号の期間において承認を受けた改善計画の取組が実施されていないとき。

(準用規定)

**第25条** 第13条から第17条までの規定は、本章の補助について準用する。

**附 則** (平成14年3月12日交第153号)

- 1 この要領は、平成13年度分の補助金から適用する。ただし、平成13年度の補助対象期間は、平成13年4月1日から平成13年9月30日までの6か月間とする。
- 2 平成13年度については、第6条中「11月15日まで」とあるのは「3月27日まで」とする。
- 3 平成13年度については、第9条中「会計年度の2月20日まで」とあるのは「平成14年4月15日まで」とする。
- 4 この要領は、3年後に見直しを行うものとする。
- 5 この要領は、平成25年度分限り、その効力を失う。

**附 則** (平成19年3月29日交第209号)

- 1 この要領は、平成19年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、平成22年度分限り、その効力を失う。

**附 則** (平成21年3月27日交政第238号)

- 1 この要領は、平成21年度分の補助金から適用する。

**附 則** (平成22年4月21日)

- 1 この要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

**附 則** (平成23年9月12日)

- 1 この要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

**附 則**（平成25年4月1日）

この要領は、平成26年度分の補助金から適用する。

**附 則**（平成26年3月28日）

- 1 この要領は、平成27年度分の補助金から適用し、平成26年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成30年度分限り、その効力を失う。

**附 則**（平成30年6月12日）

- 1 この要領は、平成31年度分の補助金から適用し、平成30年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成33年度分限り、その効力を失う。



資料4 - (3)

第1号様式(第3条関係)

30関営第172号  
令和元年7月19日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県宇都宮市築瀬4丁目25番5号  
関東自動車株式会社  
代表取締役社長 手塚 基文



令和2年度生活バス路線指定申請書

令和2年度生活バス路線の指定を関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

(関係書類)

- 1 別紙 (指定を受けようとする路線の概要及び運行計画)
- 2 乗降調査結果表



申請番号	指定を受けようとする路線の概要				指定を受けようとする路線の運行計画							
	運行系統名	運行系統		主な利用者及び運行目的	キロ程(km)	運行日数(日)	運行回数(1往復1回)	実車走行キロ(km)	他の公共交通とのネットワーク状況	需要への対応	具体的な数値目標	
		起点	主な経由地									終点
第1号	日光東照宮	宇都宮駅西口	徳次郎	日光東照宮	宇都宮市日光市	39.0	366	5.1	146,055.0	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 JR今市駅 JR日光駅 東武日光駅 日光市営バス 宇都宮市地域内交通	あり	250人/日
第2号	篠井ニュータウン・日光東照宮	宇都宮駅西口	篠井ニュータウン	日光東照宮	宇都宮市日光市	41.0	366	1.6	49,610.0	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 JR今市駅 JR日光駅 東武日光駅 日光市営バス 宇都宮市地域内交通	あり	85人/日
第3号	篠井ニュータウン・JR日光駅	宇都宮駅西口	篠井ニュータウン	JR日光駅	宇都宮市日光市	38.7	127	0.3	9,855.2	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 JR今市駅 JR日光駅 東武日光駅 日光市営バス 宇都宮市地域内交通	あり	17人/日
第4号	JR日光駅	宇都宮駅西口	徳次郎	JR日光駅	宇都宮市日光市	36.7	127	0.8	22,998.2	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 JR今市駅 JR日光駅 東武日光駅 日光市営バス 宇都宮市地域内交通	あり	39人/日
第5号	今市車庫	宇都宮駅西口	徳次郎	今市車庫	宇都宮市日光市	31.3	366	3.4	78,625.6	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 JR今市駅 JR日光駅 日光市営バス 宇都宮市地域内交通	あり	161人/日
第6号	篠井ニュータウン・今市車庫	宇都宮駅西口	篠井ニュータウン	今市車庫	宇都宮市日光市	33.3	366	2.9	72,993.6	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 JR今市駅 JR日光駅 日光市営バス 宇都宮市地域内交通	あり	149人/日
第7号	船生	宇都宮駅西口	石那田	船生	宇都宮市日光市 塩谷町	30.9	366	8.2	185,956.2	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 JR今市駅 JR日光駅 日光市営バス 宇都宮市地域内交通	あり	396人/日
第8号	仁良塚・ろまんちっく村	宇都宮駅西口	仁良塚	ろまんちっく村	宇都宮市	12.9	366	9.8	93,279.9	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 ろまんちっく村	あり	281人/日
第9号	陽西中・ろまんちっく村	宇都宮駅西口	陽西中学校前	ろまんちっく村	宇都宮市	12.1	366	1.4	12,765.5	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 ろまんちっく村	あり	47人/日
第10号	荒針・鹿沼	宇都宮駅西口	荒針	鹿沼営業所	宇都宮市 鹿沼市	20.1	366	6.9	102,670.8	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 JR鹿沼駅 鹿沼市営バス	あり	279人/日
第11号	楡木車庫	宇都宮駅西口	上石川	楡木車庫	宇都宮市 鹿沼市	16.7	366	3.6	44,138.1	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 東武楡木駅 鹿沼市営バス	あり	97人/日
第12号	免許センター・楡木車庫	宇都宮駅西口	免許センター	楡木車庫	宇都宮市 鹿沼市	21.3	366	5.4	85,498.2	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 東武楡木駅 鹿沼市営バス	あり	193人/日
第13号	玉生車庫	駒生営業所	田原	玉生車庫	宇都宮市 塩谷町	34.5	366	6.9	175,432.5	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 上河内地域路線バス 宇都宮市地域内交通	あり	370人/日
第14号	今里車庫	駒生営業所	田原	今里	宇都宮市	22.8	366	5.7	96,079.2	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 上河内地域路線バス 宇都宮市地域内交通	あり	289人/日
第15号	健康の森・宝井・グリーンタウン	駒生営業所	健康の森・宝井	宇都宮グリーンタウン	宇都宮市	23.8	239	0.3	5,688.2	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院	あり	13人/日
第16号	宝井・グリーンタウン	駒生営業所	宝井	宇都宮グリーンタウン	宇都宮市	23.0	366	2.7	45,632.0	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院	あり	147人/日
第17号	田原・グリーンタウン	駒生営業所	田原	宇都宮グリーンタウン	宇都宮市	20.9	366	4.5	69,806.0	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院	あり	186人/日

申請 番号	指定を受けようとする路線の概要				指定を受けようとする路線の運行計画									
	運行系統名		運行系統		当該系統が経由する市町村	主な利用者及び運行目的	キロ程(km)	運行日数(日)	運行回数(1往復1回)	実車走行キロ(km)	単一市内運行の場合の広域的な移動需要への対応状況	他の公共交通とのネットワーク状況	需要への対応	具体的な数値目標
	起点	主な経由地	終点	運行系統										
第18号	宇都宮駅東口・中平出・柳田車庫	宇都宮駅東口	中平出	柳田車庫	宇都宮市	宇都宮市	6.3	366	4	18,837.0	JR宇都宮線 宇都宮市地域内交通	JR宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	60人/日
第19号	宇都宮駅東口・新道・柳田車庫	宇都宮駅東口	新道	柳田車庫	宇都宮市	宇都宮市	6.4	239	1.3	6,118.4	JR宇都宮線 ベルモール 宇都宮中央病院	JR宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	26人/日
第20号	宇都宮駅東口・新道・ベルモール・柳田車庫	宇都宮駅東口	ベルモール	柳田車庫	宇都宮市	宇都宮市	7.2	366	4.2	22,528.8	JR宇都宮線 ベルモール 宇都宮中央病院	JR宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	91人/日
第21号	上三川車庫	駒生営業所	屋板	上三川車庫前	宇都宮市 上三川町	宇都宮市 上三川町	22.6	366	5.2	86,173.8	JR宇都宮線 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	JR宇都宮線 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	248人/日
第22号	健康の森・上三川車庫	駒生営業所	健康の森・屋板	上三川車庫前	宇都宮市 上三川町	宇都宮市 上三川町	23.4	239	0.6	11,185.2	JR宇都宮線 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	JR宇都宮線 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	24人/日
第23号	FKD・上三川車庫	駒生営業所	FKD	上三川車庫前	宇都宮市 上三川町	宇都宮市 上三川町	26.9	366	2.4	48,904.2	JR宇都宮線 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	JR宇都宮線 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	85人/日
第24号	東汗	駒生営業所	平松	東汗	宇都宮市 上三川町	宇都宮市 上三川町	18.7	366	3.7	51,873.8	JR宇都宮線 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	JR宇都宮線 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	199人/日
第25号	本郷台西汗	駒生営業所	平松	本郷台西汗	宇都宮市 上三川町	宇都宮市 上三川町	21.6	366	5.8	92,488.0	JR宇都宮線 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	JR宇都宮線 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	318人/日
第26号	奈坪台・白沢河原	宝木団地	奈坪台中央	白沢河原	宇都宮市	宇都宮市	18.7	366	3.7	51,873.8	JR宇都宮線 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	JR宇都宮線 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	199人/日
第27号	宇都宮駅・旭陵通り・今宮・雀宮駅	宇都宮駅西口	旭陵橋東	雀宮駅	宇都宮市	宇都宮市	10.2	366	4	29,865.6	JR宇都宮線 JR雀宮駅	JR宇都宮線	あり	110人/日
第28号	宇都宮駅・竹林・富士見ヶ丘団地	宇都宮駅西口	竹林十文字	富士見ヶ丘団地	宇都宮市	宇都宮市	6.2	362	1.4	6,805.6	JR宇都宮線 FKD宇都宮店	JR宇都宮線	あり	28人/日
第29号	西端田・宝木団地	宇都宮駅西口	西端田町	宝木団地	宇都宮市	宇都宮市	7.5	366	6.4	35,310.0	JR宇都宮線 栃木県庁 とちぎ福祉プラザ	JR宇都宮線	あり	118人/日
第30号	宇都宮駅・県庁・市役所・市内循環	宇都宮駅西口	県庁前	宇都宮駅西口	宇都宮市	宇都宮市	5.9	366	8.9	19,298.9	JR宇都宮線	JR宇都宮線	あり	130人/日
第31号	宇都宮駅・東武駅前・市役所・市内循環	宇都宮駅西口	宇都宮市役所	宇都宮駅西口	宇都宮市	宇都宮市	5.7	123	0.3	701.1	JR宇都宮線	JR宇都宮線	あり	4人/日
第32号	さつき団地	雀宮駅	さつき団地	西川田駅東口	宇都宮市	宇都宮市	8.1	366	9.9	58,919.4	JR雀宮駅 東武西川田駅 地蔵院機構うつのみやや病	JR雀宮駅 東武西川田駅 宇都宮市地域内交通	あり	118人/日
第33号	西の宮団地	宇都宮駅西口	三の沢	西の宮団地	宇都宮市	宇都宮市	7.0	366	5.9	30,907.2	JR宇都宮線 東武宇都宮駅 文星芸大付属高校	JR宇都宮線 東武宇都宮駅	あり	122人/日
第34号	宇都宮駅・市役所・県庁・市内循環	宇都宮駅西口	市役所・県庁前	宇都宮駅西口	宇都宮市	宇都宮市	5.6	366	8.9	18,317.6	JR宇都宮線	JR宇都宮線	あり	87人/日
第35号	宇都宮駅・市役所・シンボルロード・市内循環	宇都宮駅西口	市役所・シンボルロード	宇都宮駅西口	宇都宮市	宇都宮市	5.4	123	0.3	664.2	JR宇都宮線	JR宇都宮線	あり	4人/日
第36号	西原車庫・真岡営業所	西原車庫	石法寺	真岡営業所	宇都宮市 真岡市	宇都宮市 真岡市	27.6	366	4.9	100,077.6	JR宇都宮線 JRバス関東	JR宇都宮線 JRバス関東	あり	225人/日
第37号	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	西原車庫	ベルモール石法寺	真岡営業所	宇都宮市 真岡市	宇都宮市 真岡市	29.2	366	13.0	279,502.4	JR宇都宮線 JRバス関東	JR宇都宮線 JRバス関東	あり	568人/日
第38号	宇都宮東武・亀山・真岡営業所	宇都宮東武	亀山	真岡営業所	宇都宮市 真岡市	宇都宮市 真岡市	26.8	362	0.8	16,106.8	JR宇都宮線 JRバス関東	JR宇都宮線 JRバス関東	あり	44人/日

申請 番号	指定を受けようとする路線の概要				指定を受けようとする路線の運行計画							
	運行系統名	運行系統		当該系統が経由する市町村	キロ程 (km)	運行日 数 (日)	運行回数 (1往復1回)	実車走行 キロ (km)	単一市町村内運行の場合の広域的な移動需要への対応状況	他の公共交通とのネットワーク状況	需要への 対応	具体的な 数値目標
		起点	主な経由地									
第39号	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	宇都宮東武	橋場	真岡営業所	宇都宮市・芳賀市・真岡市	366	4.6	106,107.0	JR宇都宮駅 JRバス関東	あり	223人/日	
第40号	宇都宮東武・益子	宇都宮東武	東高橋	益子駅前	宇都宮市・芳賀市・益子町	366	4.6	104,749.0	JR宇都宮駅 JRバス関東	あり	238人/日	
第41号	宇都宮東武・ベルモール・益子	宇都宮東武	東高橋・ベルモ	益子駅前	宇都宮市・芳賀市・益子町	366	9.9	237,197.6	JR宇都宮駅 JRバス関東	あり	415人/日	
第42号	宇都宮東武・海星学院	宇都宮東武	鑑山	海星学院	宇都宮市	362	3.7	30,624.9	東武宇都宮駅 JRバス関東	あり	172人/日	
第43号	西原車庫・ベルモール前	西原車庫	宇大前	ベルモール前	宇都宮市	366	5.1	32,138.5	東武宇都宮駅 JRバス関東	あり	109人/日	
第44号	宇都宮東武・ベルモール前	宇都宮東武	宇大前	ベルモール前	宇都宮市	362	3.4	16,425.5	東武宇都宮駅 JRバス関東	あり	94人/日	
第45号	御田地循環	宇都宮東武	平松本町	宇都宮東武	宇都宮市	366	9.9	53,202.4	東武宇都宮駅 JRバス関東	あり	130人/日	
第46号	宇都宮東武・宇大・御幸交番前	宇都宮東武	宇大	御幸交番前	宇都宮市	239	0.3	2,246.6	東武宇都宮駅 JRバス関東	あり	12人/日	
第47号	宇都宮東武・北越戸・御幸交番前	宇都宮東武	北越戸	御幸交番前	宇都宮市	362	1.4	8,739.9	東武宇都宮駅 JRバス関東	あり	58人/日	
第48号	宇都宮東武・平出工業団地	宇都宮東武	竹林十文字	平出工業団地	宇都宮市	366	5.4	29,614.8	東武宇都宮駅 JRバス関東	あり	237人/日	
第49号	宇都宮東武・上野団地・岡本駅西口	宇都宮東武	東町上野団地	岡本駅西口	宇都宮市	366	9.2	69,463.2	東武宇都宮駅 JRバス関東 岡本駅	あり	230人/日	
第50号	宇都宮東武・白沢街道・岡本駅西口	宇都宮東武	竹林	岡本駅西口	宇都宮市	362	4.2	32,362.6	東武宇都宮駅 JRバス関東 岡本駅	あり	55人/日	
第51号	宇都宮東武・御幸ヶ原元町・岡本駅東口	宇都宮東武	御幸ヶ原元町	JR岡本駅	宇都宮市	366	9.5	63,108.0	東武宇都宮駅 JRバス関東 岡本駅	あり	181人/日	
第52号	宇都宮東武・九丁目・和久	宇都宮東武	今泉九丁目	和久	宇都宮市	366	3.4	29,417.0	東武宇都宮駅 JRバス関東 岡本駅	あり	97人/日	
第53号	宇都宮東武東口・海星学院	宇都宮東武東口	下平出・鑑山	海星学院	宇都宮市	239	0.3	2,413.9	JR宇都宮駅 JRバス関東	あり	16人/日	
第54号	宇都宮東武東口・ベルモール・海星学院	宇都宮東武東口	ベルモール	海星学院	宇都宮市	366	2.1	17,309.2	JR宇都宮駅 JRバス関東	あり	55人/日	
第55号	宇都宮東武東口・平出工業団地・岡本駅東口	宇都宮東武東口	陽東三丁目	JR岡本駅	宇都宮市	239	0.3	1,912.0	JR宇都宮駅 JRバス関東 岡本駅	あり	16人/日	
第56号	宇都宮東武・氏家駅	宇都宮東武	岡本・宝積寺	JR氏家駅	宇都宮市 高根沢町 さくら市	366	1.0	18,007.2	JR宇都宮駅 JRバス関東	あり	13人/日	
第57号	氏家駅・馬頭車庫	氏家駅	馬頭高校	馬頭車庫	さくら市 那須烏山市 那須川町	366	6.6	152,460.0	氏家駅 上河内地域路線バス	あり	141人/日	
第58号	氏家駅・びゅうフォレスト北	氏家駅	フィオーレ	びゅうフォレスト北	さくら市	366	3.0	33,379.2	氏家駅 上河内地域路線バス	あり	30人/日	
第59号	西那須野・大田原営業所	西那須野駅	一本松	大田原営業所	大田原市	362	2.6	13,049.2	西那須野駅 大田原市営バス	あり	38人/日	

申請 番号	指定を受けようとする路線の概要				指定を受けようとする路線の運行計画							具体的な 数値目標	
	運行系統名	運行系統		当該系統が経由 する市町村	キロ程 (km)	運行日 数 (日)	運行回数 (1往復1回)	実車走行 キロ キロ (km)	単一市町村内運行の場合の広域 的な移動需要への対応状況	他の公共交通との ネットワーク状況	需要への 対応		
		起点	主な経由地										終点
第60号	西那須野・馬頭車庫	馬頭車庫	小川	西那須野駅	那須塩原市 大田原市 那珂川町	31.6	366	6.1	141,220.4		西那須野駅 大田原市営バス	あり	90人/日
第61号	西那須野・黒羽車庫	黒羽出張所	福祉大	西那須野駅	那須塩原市 大田原市	15.5	366	4.3	49,088.5		西那須野駅 大田原市営バス	あり	101人/日
第62号	西那須野・赤十字・ 黒羽車庫	黒羽出張所	赤十字	西那須野駅	那須塩原市 大田原市	20.3	362	0.4	7,348.6		西那須野駅 大田原市営バス	あり	11人/日
第63号	西那須野・五峰の湯	西那須野駅	福祉大	五峰の湯	那須塩原市 大田原市	23.2	362	5.7	97,857.6		西那須野駅 大田原市営バス	あり	215人/日
第64号	西那須野・赤十字・ 五峰の湯	西那須野駅	赤十字	五峰の湯	那須塩原市 大田原市	28.0	362	0.4	10,136.0		西那須野駅 大田原市営バス	あり	16人/日
第65号	西那須野・ 国際医療福祉大学	西那須野駅	中田原	医療福祉大	那須塩原市 大田原市	9.6	362	4.9	34,550.4		西那須野駅 大田原市営バス	あり	184人/日
第66号	西那須野・ 那須赤十字病院	西那須野駅	大高前	那須赤十字病院	那須塩原市 大田原市	5.5	362	5.2	21,186.0		西那須野駅 大田原市営バス	あり	54人/日
第67号	大田原市役所・五峰の湯	大田原市役所	福祉大	五峰の湯	大田原市	22.5	366	6.5	107,235.0	国際医療福祉大学 黒羽高校	西那須野駅 大田原市営バス	あり	217人/日
第68号	大田原市役所・黒羽車庫	大田原市役所	福祉大	黒羽出張所	大田原市	14.8	366	0.5	5,416.8		大田原市営バス	あり	8人/日
第69号	黒田原・伊王野	伊王野	芦野	黒田原駅前	那須町	10.6	366	4.0	31,183.2	黒田原駅	那須町営バス	あり	28人/日
第70号	那須塩原駅・那須湯本温泉	那須塩原駅	黒磯駅	那須湯本温泉	那須塩原市 那須町	24.4	366	18.0	321,494.4		那須塩原駅 JRバス関東 那須塩原市営バス	あり	393人/日
第71号	那須塩原駅・板室温泉	那須塩原駅	黒磯駅	板室温泉	那須塩原市	26.3	366	4.6	88,788.8	那須塩原駅 黒磯駅	那須塩原駅 JRバス関東 那須塩原市営バス	あり	100人/日
第72号	東高校団地循環	宇都宮東武	平松本町東高校	宇都宮東武	宇都宮市	16.9	239	0.6	4,039.1	東武宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮東高校	JR宇都宮駅 JRバス関東	あり	39人/日

## 【主な利用者及び運行目的】

申請番号	運行系統名	主な利用者・運行目的
第1号	日光東照宮	1. 日光街道沿線に住まう宇都宮・日光両市民の宇都宮市街地またはJR駅(宇都宮・今市・日光)・東武駅(宇都宮・下今市・上今市・日光)までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・日光市立今市第三小学校・日光市立野口小学校・県立富屋特別支援学校までの通学のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため
第2号	篠井ニュータウン・日光東照宮	
第3号	篠井ニュータウン・JR日光駅	
第4号	JR日光駅	
第5号	今市車庫	1. 日光街道沿線に住まう宇都宮・日光両市民の宇都宮市街地またはJR駅(宇都宮・今市)・東武駅(宇都宮・下今市・上今市)までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・日光市立今市第三小学校・県立富屋特別支援学校までの通学のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため
第6号	篠井ニュータウン・今市車庫	
第7号	船生	1. 日光街道・船生街道沿線に住まう宇都宮市民・日光市民・塩谷町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため
第8号	仁良塚・ろまんちっく村	1. 新里街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 国立病院機構栃木医療センター及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. ろまんちっく村への来訪者のため
第9号	陽西中・ろまんちっく村	1. 新里街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. ろまんちっく村への来訪者のため
第10号	荒針・鹿沼	1. 大谷街道沿線に住まう宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地またはJR駅(宇都宮・鹿沼)・東武駅(宇都宮・新鹿沼)までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立鹿沼東高校までの通学のため 3. 鹿沼市内の旧厚生年金福祉施設(ニューサンピア栃木)への来訪者のため
第11号	楡木車庫	1. 楡木街道沿線に住まう宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第12号	免許センター・楡木車庫	
第13号	上三川車庫	1. 上三川街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. セントラルクリニック及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第14号	健康の森・上三川車庫	1. 上三川街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. セントラルクリニック及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. 健康の森・リハビリテーションセンターへの来訪者のため
第15号	FKD・上三川車庫	1. 上三川街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. セントラルクリニック及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. 宇都宮市・上三川町からインターパークへの来訪者のため
第16号	玉生車庫	1. 玉生街道沿線に住まう宇都宮市民・塩谷町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮商業高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第17号	今里車庫	1. 玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮商業高校・宇都宮市立豊郷中央小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第18号	健康の森・宝井グリーンタウン	1. 宇都宮グリーンタウン及び玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校(特に、宝井地区)までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. 健康の森・リハビリテーションセンターへの来訪者のため

申請番号	運行系統名	主な利用者・運行目的
第19号	宝井・グリーンタウン	1. 宇都宮グリーンタウン及び玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校（特に、宝井地区）までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第20号	田原・グリーンタウン	1. 宇都宮グリーンタウン及び玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第21号	宇都宮駅東口・中平出・柳田車庫	1. 旧柳田街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・産業技術大学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第22号	宇都宮駅東口・新道・柳田車庫	1. 鬼怒通り沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. ベルモールへの来訪者のため
第23号	宇都宮駅東口・新道・ベルモール・柳田車庫	1. 鬼怒通り沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. ベルモールへの来訪者のため
第24号	本郷台西汗	1. 蓼沼街道沿線及び本郷台団地に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・宇都宮東高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第25号	東汗	1. 蓼沼街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため
第26号	奈坪台・白沢河原	1. 白沢街道沿線及び奈坪台団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第27号	宇都宮駅・旭陵通り・今宮・雀宮駅	1. 今宮地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・雀宮駅への通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部または雀宮駅周辺の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. 栃木県総合運動公園への来訪者のため
第28号	宇都宮駅・竹林・富士見ヶ丘団地	1. 富士見ヶ丘団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため
第29号	西塙田・宝木団地	1. 若草・戸祭地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 国立病院機構栃木医療センター及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. とちぎ福祉プラザ等の沿線公共施設への来訪者のため
第30号	宇都宮駅・県庁・市役所・市内循環	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 県庁・市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第31号	宇都宮駅・東武駅前・市役所・市内循環	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第32号	さつき団地	1. さつき団地に住まう市民の雀宮駅及び西川田駅への通勤・買物のため 2. 沿線の地域医療機構うつのみや病院または雀宮駅・西川田駅から鉄道に乗り換え、他エリアの病院への通院のため
第33号	西の宮団地	1. 西の宮団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅への通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第34号	宇都宮駅・市役所・県庁・市内循環	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 県庁・市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第35号	宇都宮駅・市役所・シンボルロード・市内循環	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第36号	西原車庫・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため
第37号	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため 3. ベルモールへの来訪者のため
第38号	宇都宮東武・亀山・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため

申請番号	運行系統名	主な利用者・運行目的
第39号	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため
第40号	宇都宮東武・益子	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 益子町内への通勤通学及び来訪者のため
第41号	宇都宮東武・ベルモール・益子	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 益子町内への通勤通学及び来訪者のため 3. ベルモールへの来訪者のため
第42号	宇都宮東武・海星学院	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 海星学院への通学のため
第43号	西原車庫・ベルモール前	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. ベルモールへの来訪者のため
第44号	宇都宮東武・ベルモール前	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. ベルモールへの来訪者のため
第45号	卸団地循環	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため
第46号	宇都宮東武・宇大・御幸交番前	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため
第47号	宇都宮東武・北越戸・御幸交番前	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため
第48号	宇都宮東武・平出工業団地	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 平出工業団地へのアクセスのため
第49号	宇都宮東武・上野団地・岡本駅西口	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため
第50号	宇都宮東武・白沢街道・岡本駅西口	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため
第51号	宇都宮東武・御幸ヶ原元町・岡本駅東口	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため
第52号	宇都宮東武・九丁目・和久	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため
第53号	宇都宮駅東口・海星学院	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 海星学院への通学のため
第54号	宇都宮駅東口・ベルモール・海星学院	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 海星学院への通学のため 3. ベルモールへの来訪者のため
第55号	宇都宮駅東口・平出工業団地・岡本駅東口	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 平出工業団地へのアクセスのため
第56号	宇都宮東武・氏家駅	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 沿線にある鉄道駅へのアクセスのため
第57号	氏家駅・馬頭車庫	1. 氏家駅へのアクセスのため 2. さくら清修高校・馬頭高校への通学のため
第58号	氏家駅・びゅうフォレスト北	1. 氏家駅へのアクセスのため
第59号	西那須野・大田原営業所	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため
第60号	西那須野・馬頭車庫	1. 那珂川町内から西那須野駅へのアクセスのため 2. 馬頭高校・大田原女子高校への通学のため

申請番号	運行系統名	主な利用者・運行目的
第61号	西那須野・黒羽車庫	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため
第62号	西那須野・赤十字・黒羽車庫	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 那須赤十字病院への通院のため
第63号	西那須野・五峰の湯	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため
第64号	西那須野・赤十字・五峰の湯	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため 4. 那須赤十字病院への通院のため
第65号	西那須野・国際医療福祉大学	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 国際医療福祉大学への通学のため
第66号	西那須野・那須赤十字病院	1. 那須赤十字病院への通院・来訪者のため
第67号	大田原市役所・五峰の湯	1. 大田原市内中心部から国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため 2. 大田原市内中心部への通勤通学・買い物のため
第68号	大田原市役所・黒羽車庫	1. 大田原市内中心部から国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため 2. 大田原市内中心部への通勤通学・買い物のため
第69号	黒田原・伊王野	1. 那須高校への通学のため 2. 伊王野地区から黒田原駅へのアクセスのため
第70号	那須塩原駅・那須湯本温泉	1. 那須街道沿線住民の黒磯駅・那須塩原駅へのアクセスのため 2. 観光二次交通のため
第71号	那須塩原駅・板室温泉	1. 戸田・青木付近からの黒磯駅・那須塩原駅へのアクセスのため 2. 板室温泉利用者のため
第72号	東高校卸団地循環	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 宇都宮東高校への通学のため



JR関運第 193 号  
令和 元年 7月 18日

栃木県知事 福田 富一 様

名称及び  
代表者名

ジェイアールバス関東株式会社  
代表取締役 中村 泰之



令和 2 年度生活バス路線指定申請書

令和 年度生活バス路線の指定を関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

(関係書類)

- 1 別紙 (指定を受けようとする系統の概要及び運行計画)
- 2 乗降調査結果表



申請番号	指定を受けようとする系統の概要				指定を受けようとする系統の運行計画									
	運行系統名	運行系統			当該系統が経由する市町村	主な利用者及び運行目的	キロ程(km)	運行日数(日)	運行回数(1往復1回)	実車走行キロ(km)	単一市町村内運行の場面の広域的な移動需要への対応状況	他の公共交通とのネットワークの状況	需要への対応	具体的な数値目標
		起点	主な経由地	終点										
第1号	塩原本線	西那須野駅	関谷宿	塩原温泉ハスタターミナル	那須塩原市	通勤・通学・買い物等	21.7	365	9.6	153549.2	国際医療福祉大学病院・那須清峰高校・那須拓隣高校・ヨークベニマル・イオンタウン	西那須野駅・那須塩原市営バス塩原・上三依線	あり	増収額1%
第2号														
第3号														
第4号														
第5号														
第6号														
第7号														
第8号														
第9号														
第10号														



第1号様式(第3条関係)

資料4 - (5)

日夕補 第1902号  
令和元年 7月18日

栃木県知事 福田 富一 様

名称及び 日光交通株式会社  
代表者名 取締役社長 渡辺 剛志 印



令和2(2020)年度生活バス路線指定申請書

令和2(2020)年度生活バス路線の指定を関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

(関係書類)

- 1 別紙 (指定を受けようとする系統の概要及び運行計画)
- 2 乗降調査結果表



申請 番号	指定を受けようとする系統の概要				指定を受けようとする系統の運行計画								
	運行系統名	運行系統		主なる利用者 及び運行目的	キロ程 (km)	運行日数 (日)	運行回数 (1往復1 回)	実車走行 キロ (km)	単一市町村内運行の 場合の広域的な移動 需要への対応状況	他の公共交通との ネットワークの状況	需要への対応	具体的な数値目標	
		起点	主な経由地										終点
第1号	鬼怒川線	鬼怒川 温泉駅	JR今市駅	下今市駅	高齢者の通院や買い物、小学生の通学等のため	15.3	366	10.5	118,763.8	日光医療センター 今市病院 森病院 大桑小学校 下原小学校	鬼怒川温泉駅 JR今市駅 東武下今市駅 日光市営バス 小百線・下野大浜線・ 大渡線・温泉線・下小 林線・下今市線	あり	240人/日
第2号													
第3号													
第4号													
第5号													
第6号													
第7号													
第8号													
第9号													
第10号													

## 【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について

市町名 宇都宮市

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車株	日光東照宮線	○・無	篠井地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
2	関東自動車株	日光東照宮線 (篠井ニュータウン)	○・無	篠井地区住民(特に篠井ニュータウン住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
3	関東自動車株	日光東照宮線 (篠井ニュータウン・JR日光駅)	○・無	篠井地区住民(特に篠井ニュータウン住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
4	関東自動車株	JR日光駅線	○・無	篠井地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
5	関東自動車株	今市車庫線	○・無	篠井地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
6	関東自動車株	今市車庫線 (篠井ニュータウン)	○・無	篠井地区住民(特に篠井ニュータウン住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
7	関東自動車株	船生線	○・無	篠井地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
8	関東自動車株	仁良塚・ろまんちっく村線	○・無	国本地区、宝木地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民のろまんちっく村への重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
9	関東自動車株	陽西中・ろまんちっく村線	○・無	国本地区、宝木地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民のろまんちっく村への重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
10	関東自動車株	鹿沼(荒針)	○・無	城山地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の福祉施設(ニューサンピア)、県立鹿沼東高校等への移動のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
11	関東自動車株	楡木車庫線	○・無	姿川地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の鹿沼市方面への通勤・通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
12	関東自動車株	楡木車庫線(免許センター)	○・無	姿川地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の鹿沼市方面への通勤・通学や運転免許センターへの重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
13	関東自動車株	玉生車庫線	有	上河内地域・河内地域住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。宇都宮市民の県立宇都宮北高校、宇都宮市立田原小学校等への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
14	関東自動車株	今里車庫線	有	上河内地域・河内地域住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。宇都宮市民の県立宇都宮北高校、宇都宮市立田原小学校等への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
15	関東自動車株	宝井・グリーンタウン線 (健康の森)	有	河内地域住民(特にグリーンタウン団地住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。宇都宮市民の県立宇都宮北高校、宇都宮市立田原小学校等への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
16	関東自動車株	宝井・グリーンタウン線	有	河内地域住民(特にグリーンタウン団地住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。宇都宮市民の県立宇都宮北高校、宇都宮市立田原小学校等への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
17	関東自動車株	田原・グリーンタウン線	有	河内地域住民(特にグリーンタウン団地住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。宇都宮市民の県立宇都宮北高校、宇都宮市立田原小学校等への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
18	関東自動車株	宇都宮駅東口・中平出・柳田車庫線	有	泉が丘地区、平石地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
19	関東自動車株	宇都宮駅東口・新道・柳田車庫線	有	泉が丘地区、平石地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
20	関東自動車株	宇都宮駅東口・新道・ ベルモール・柳田車庫線	有	泉が丘地区、平石地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。市民の大型商業施設への買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
21	関東自動車株	上三川車庫線	有	横川地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。宇都宮市民の県立宇都宮南高校等への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
22	関東自動車株	上三川車庫線(健康の森)	有	横川地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。宇都宮市民の県立宇都宮南高校等への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
23	関東自動車株	上三川車庫線(FKD)	有	横川地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。宇都宮市民の県立宇都宮南高校等への通学や大型商業施設への買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
24	関東自動車株	東汗線	有	横川地区・瑞穂野地区住民(特に瑞穂野団地住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。宇都宮市民の県立宇都宮東高校等への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
25	関東自動車株	本郷台西汗線	有	横川地区・瑞穂野地区住民(特に瑞穂野団地住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。宇都宮市民の県立宇都宮東高校等への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
26	関東自動車株	奈坪台・白沢河原線	有	河内地域住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
27	関東自動車株	宇都宮駅・旭陵通り・今宮・雀宮駅線	有	無 陽光地区・五代・若松原住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅、雀宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
28	関東自動車株	宇都宮駅・竹林・富士見ヶ丘団地線	有	無 豊郷地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
29	関東自動車株	西埴田・宝木団地線	有	無 宝木地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
30	関東自動車株	宇都宮駅・県庁・市役所・市内循環【新規路線】	有	無 市民の市役所、県庁への通勤のための重要な移動手段となっているため。 中央地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 中心市街地への観光のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
31	関東自動車株	宇都宮駅・東武駅前・市役所・市内循環【新規路線】	有	無 中央地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 中心市街地への観光のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
32	関東自動車株	さつき団地線	有	無 雀宮地区住民、姿川地区住民のJR雀宮駅及び東武西川田駅への乗り継ぎのための重要な移動手段となっているため。 雀宮地区にある総合病院への通院のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
33	関東自動車株	西の宮団地線	有	無 西の宮団地住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
34	関東自動車株	宇都宮駅・市役所・県庁・市内循環【新規路線】	有	無 市民の市役所、県庁への通勤のための重要な移動手段となっているため。 中央地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 中心市街地への観光のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
35	関東自動車株	宇都宮駅・市役所・シンボルロード・市内循環【新規路線】	有	無 中央地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 中心市街地への観光のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
36	関東自動車株	西原車庫・真岡営業所	有	無 清原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の県立真岡高校、県立真岡女子高校への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
37	関東自動車株	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	有	無 西原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の大型商業施設への買物等のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の県立真岡北陵高校、県立真岡高校、県立真岡女子高校への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
38	関東自動車株	宇都宮東武・亀山・真岡営業所	有	無 清原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の県立真岡高校、県立真岡女子高校への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
39	関東自動車株	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	有	無 清原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の県立真岡高校、県立真岡女子高校への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
40	関東自動車株	宇都宮東武・益子	有	無 清原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の益子町への移動のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
41	関東自動車株	宇都宮東武・ベルモール・益子	有・無	清原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の益子町への移動のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
42	関東自動車株	宇都宮東武・海星学院	有・無	清原地区住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の海星学院への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
43	関東自動車株	西原車庫・ベルモール前	有・無	陽東地区住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の大型商業施設への買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
44	関東自動車株	宇都宮東武・ベルモール前	有・無	陽東地区住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の大型商業施設への買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
45	関東自動車株	卸団地循環	有・無	市民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の宇都宮大学への通学の重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
46	関東自動車株	宇都宮東武・宇大・御幸交番前	有・無	市民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の宇都宮大学への通学や平出工業団地への通勤のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
47	関東自動車株	宇都宮東武・北越戸・御幸交番前	有・無	泉が丘地区住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の平出工業団地への通勤のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
48	関東自動車株	宇都宮東武・平出工業団地【新規路線】	有・無	市民の宇都宮中心市街地、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の平出工業団地への通勤のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
49	関東自動車株	宇都宮東武・上野団地・岡本駅西口	有・無	御幸ヶ原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 御幸ヶ原地区住民の岡本駅への移動のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
50	関東自動車株	宇都宮東武・白沢街道・岡本駅西口	有・無	河内地区住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、JR岡本駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
51	関東自動車株	宇都宮東武・御幸ヶ原元町・岡本駅東口	有・無	御幸ヶ原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 御幸ヶ原地区住民の岡本駅への移動のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
52	関東自動車株	宇都宮東武・九丁目・和久	有・無	河内地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 河内地区住民の岡本駅への移動のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
53	関東自動車株	宇都宮駅東口・海星学院	有・無	清原地区住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の海星学院への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
54	関東自動車株	宇都宮駅東口・ベルモール・海星学院	有・無	清原地区住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の海星学院への通学や大型商業施設への買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
55	関東自動車株	宇都宮駅東口・平出工業団地・岡本駅東口	有・無	河内地区住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、JR岡本駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
56	関東自動車株	宇都宮東武・氏家駅	有・無	御幸ヶ原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 御幸ヶ原地区住民の岡本駅、宝積寺駅、氏家駅への移動のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
57	関東自動車株	東高校卸団地循環	有・無	峰地区・石井地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の県立宇都宮東高校・中学へ通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について

市町名 鹿沼市

No.	事業者名	運行系統名	当該システムの必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	鹿沼・荒針線	○	無 主に菊沢地区住民の宇都宮市方面への通勤・通学のための重要な足となっているため。	○	・地域公共交通活性化協議会において、効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正等、情報の共有化が図れている。
2	関東自動車(株)	楡木車庫線	○	無 主に南押原地区、北犬飼地区住民の宇都宮市方面への通勤・通学のための重要な足となっているため。	○	・地域公共交通活性化協議会において、効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正等、情報の共有化が図れている。
3	関東自動車(株)	楡木車庫線(免許センター)	○	無 主に南押原地区、北犬飼地区住民の宇都宮方面への通勤・通学のほか、運転免許センター利用者のための重要な足となっているため。	○	・地域公共交通活性化協議会において、効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正等、情報の共有化が図れている。

市町名 日光市

No.	事業者名	運行系統名	当該システムの必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	日光東照宮線	○	無 日光地域と今市地域を結び、通学や通院、買い物のほか、観光地日光へ移動するための重要な足となっているため。 宇都宮方面へ移動するための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
2	関東自動車(株)	日光東照宮線 (篠井ニュータウン)	○	無 日光地域と今市地域を結び、通学や通院、買い物のほか、観光地日光へ移動するための重要な足となっているため。 宇都宮方面へ移動するための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
3	関東自動車(株)	日光東照宮線 (篠井ニュータウン・JR日光駅)	○	無 日光地域と今市地域を結び、通学や通院、買い物のほか、観光地日光へ移動するための重要な足となっているため。 宇都宮方面へ移動するための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
4	関東自動車(株)	JR日光駅線	○	無 日光地域と今市地域を結び、通学や通院、買い物のほか、観光地日光へ移動するための重要な足となっているため。 宇都宮方面へ移動するための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
5	関東自動車(株)	今市車庫線	○	無 今市地域から宇都宮方面への通学や通院のための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
6	関東自動車(株)	今市車庫線(篠井ニュータウン)	○	無 今市地域から宇都宮方面への通学や通院のための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
7	関東自動車(株)	船生線	○	無 塩谷町船生から日光市塩野室地区を経由し、宇都宮方面への通勤や通学、買い物のための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
8	日光交通(株)	鬼怒川線	○	無 今市地域と藤原地域を結び、通学や通院、買い物のための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について

市町名 真岡市

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	西原車庫・真岡営業所	有	真岡市中心市街地から宇都宮市中心部へアクセスしており、通勤・通学・通院・買い物及び、真岡北陵高校への通学等のための重要な交通手段となっているため。	○	地域公共交通活性化協議会において、市内の他の公共交通と効率的に連携して運行できるよう協議を行っている。 また、地域の交通課題について、随時、協議・相談を行っている。
2	関東自動車(株)	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	有	真岡市中心市街地から宇都宮市中心部へアクセスしており、通勤や買い物のほか、真岡北陵高、真岡工業高への通学のための重要な足となっているため。	○	地域公共交通活性化協議会において、市内の他の公共交通と効率的に連携して運行できるよう協議を行っている。 また、地域の交通課題について、随時、協議・相談を行っている。
3	関東自動車(株)	宇都宮東武・亀山・真岡営業所	有	真岡市中心市街地から宇都宮市中心部へアクセスしており、通勤・通学・通院・買い物等のための重要な交通手段となっているため。	○	地域公共交通活性化協議会において、市内の他の公共交通と効率的に連携して運行できるよう協議を行っている。 また、地域の交通課題について、随時、協議・相談を行っている。
4	関東自動車(株)	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	有	真岡市中心市街地から宇都宮市中心部へアクセスしており、清原工業団地への通勤、真岡女子高への通学、その他通勤や買い物のための重要な足となっているため。	○	地域公共交通活性化協議会において、市内の他の公共交通と効率的に連携して運行できるよう協議を行っている。 また、地域の交通課題について、随時、協議・相談を行っている。

市町名 大田原市

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	西那須野・大田原営業所	有	西那須野駅から大田原市内の通勤・通学及び市内からの西那須野駅へアクセスするための重要な足となっているため。(1日あたり約38人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
2	関東自動車(株)	西那須野・馬頭車庫	有	那珂川町地区より大田原市内・那須塩原市内の高校への通学及び西那須野駅へのアクセス、逆に大田原市内・那須塩原市内より馬頭高校への通学及び那珂川町地内への通勤するための重要な足となっているため。(1日あたり約90人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
3	関東自動車(株)	西那須野・黒羽車庫	有	黒羽地区からの大田原市街地への通勤・通学及び西那須野駅へのアクセスするための重要な足となっているため。(1日あたり約101人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
4	関東自動車(株)	西那須野・赤十字・黒羽車庫	有	黒羽地区からの那須赤十字病院への通院・見舞い及び西那須野駅へアクセスするための重要な足となっているため。(1日あたり約11人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
5	関東自動車(株)	西那須野・五峰の湯	有	西那須野・大田原から黒羽高校への通学及び五峰の湯へのアクセス並びに、旧黒羽町住民の大田原への通勤・通学・買い物するための重要な足となっているため。(1日あたり約215人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
6	関東自動車(株)	西那須野・赤十字・五峰の湯	有	西那須野・大田原から那須赤十字病院への通院・見舞い及び五峰の湯へのアクセス並びに、旧黒羽町住民の大田原への通勤・通院・買い物等をするための重要な足となっているため。(1日あたり約16人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
7	関東自動車(株)	西那須野・国際医療福祉大学	有	国際医療福祉大学への通学及び大田原市内からの西那須野駅へアクセスするための重要な足となっているため。(1日あたり約184人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
8	関東自動車(株)	西那須野・那須赤十字病院	有	西那須野駅または大田原市内からの那須赤十字病院へ通院・見舞い等のための重要な足となっているため。(1日あたり約54人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
9	関東自動車(株)	大田原市役所・五峰の湯	有	大田原から黒羽高校への通学及び五峰の湯へのアクセス並びに、旧黒羽町住民の大田原への通勤・通院・買い物するための重要な足となっているため。(1日あたり約217人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
10	関東自動車(株)	大田原市役所・黒羽車庫	有	大田原市内および旧黒羽町からの通勤等をするための重要な足となっているため。(1日あたり約8人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について

市町名 那須塩原市

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	ジェイアールバス関東株	塩原本線	有	西那須野駅から塩原地区を直接結ぶ唯一の公共交通機関であり、塩原地区の高校生の通学や高齢者の通院や買い物等に重要な路線となっているため	○	地域バス「ゆーバス」との接続や西那須野駅での他の乗合バスとの接続においてダイヤ改正の情報を共有化している。その他、ゆーバス路線への乗入を検討している。
2	関東自動車(株)	西那須野・大田原営業所	有	西那須野駅からの通学・通勤及び大田原市の住民の駅利用等生活交通手段として必要路線となっているため	○	西那須野駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
3	関東自動車(株)	西那須野・馬頭車庫	有	西那須野駅からの通学・通勤及び大田原市、那珂川町の住民の交通手段として必要路線となっているため	○	西那須野駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
4	関東自動車(株)	西那須野・黒羽車庫	有	西那須野駅からの通学・通勤と共に黒羽地区の住民に必要な生活路線となっているため	○	西那須野駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
5	関東自動車(株)	西那須野・赤十字・黒羽車庫	有	西那須野駅からの通院と共に黒羽地区の住民に必要な生活路線となっているため	○	西那須野駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
6	関東自動車(株)	西那須野・五峰の湯	有	西那須野駅からの通学・通勤と共に黒羽地区の住民に必要な生活路線となっているため	○	西那須野駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
7	関東自動車(株)	西那須野・赤十字・五峰の湯	有	西那須野駅からの通院と共に黒羽地区の住民に必要な生活路線となっているため	○	西那須野駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
8	関東自動車(株)	西那須野・国際医療福祉大学	有	西那須野駅からの通学・通勤と共に黒羽地区の住民に必要な生活路線となっているため	○	西那須野駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
9	関東自動車(株)	西那須野・那須赤十字病院	有	西那須野駅からの通勤・通院及び大田原市の住民の交通手段として必要路線となっているため	○	西那須野駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
10	関東自動車(株)	那須塩原駅・那須湯本温泉	有	那須街道沿線住民の通学・通勤、黒磯地区の病院等への通院、買物等に重要な交通手段となっているため	○	黒磯駅・那須塩原駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
11	関東自動車(株)	那須塩原駅・板室温泉	有	板室街道沿線住民の通学・通勤、黒磯地区の病院等への通院、買物等に重要な交通手段となっているため	○	黒磯駅・那須塩原駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。

市町名 さくら市

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車株	宇都宮東武・氏家	有	さくら市と宇都宮市を結ぶ唯一のバス路線であり、また、市民が沿線上の駅・病院等へ行くための足になるなど、重要な路線であるため。	○	利用促進策として、デマンド交通からバスへの乗り継ぎに対し乗り継ぎ券を発行した。
2	関東自動車株	氏家駅・馬頭車庫	有	氏家駅に降りた観光客が喜連川温泉へ行くための足や、喜連川地区の住民が駅・総合病院へ来るための足になるなど旧町間を結ぶ重要な路線であるため。	○	利用促進策として、デマンド交通からバスへの乗り継ぎに対し乗り継ぎ券を発行した。
3	関東自動車株	氏家駅・びゅうフォレスト	有	氏家駅に降りた観光客が喜連川温泉へ行くための足や、喜連川地区の住民が駅・総合病院へ来るための足になるなど旧町間を結ぶ重要な路線であるため。	○	利用促進策として、デマンド交通からバスへの乗り継ぎに対し乗り継ぎ券を発行した。

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について

市町名 那須烏山市

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	氏家駅・馬頭車庫	有	主に川井地区、志鳥地区の住民が通院、買い物、通学のために黒須病院及び氏家駅への重要な移動手段となっているため。	○	市内における唯一の地域間幹線系統としてダイヤ改正等適宜情報の共有化が図られているため。

市町名 上三川市

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	上三川車庫	有	上三川町民が宇都宮市街地への買い物、JR宇都宮駅・東武宇都宮駅へ乗り継ぎ、または通勤、通学等するための重要な足となっているため。	○	・地域公共交通活性化協議会等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図られている。
2	関東自動車(株)	健康の森・上三川車庫	有	上三川町民が宇都宮市街地への買い物、JR宇都宮駅・東武宇都宮駅へ乗り継ぎ、または通勤、通学等するための重要な足となっているため。	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図られている。
3	関東自動車(株)	FKD・上三川車庫	有	上三川町民が宇都宮市街地やFKDへの買い物、JR宇都宮駅・東武宇都宮駅へ乗り継ぎ等するための重要な足となっているため。	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図られている。
4	関東自動車(株)	東汗	有	東汗地区の住民らが宇都宮市街地への買い物、JR宇都宮駅・東武宇都宮駅へ乗り継ぎ、または通勤、通学等するための重要な足となっているため。	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図られている。
5	関東自動車(株)	本郷台西汗	有	本郷台西汗地区の住民らが宇都宮市街地への買い物、JR宇都宮駅・東武宇都宮駅へ乗り継ぎ、または通勤、通学等するための重要な足となっているため。	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図られている。

市町名 益子町

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	宇都宮東武・益子	○有	益子町から宇都宮市に向かう唯一の通勤・通学の公共交通として重要な路線となっている。また、老人クラブや民生委員からもバス運営継続を望まれている。	○	ダイヤ改正など適切に情報の共有化が図られている。また、益子町地域公共交通会議において、効率的・効果的な運行について協議を行っている。
2	関東自動車(株)	宇都宮東武・ベルモール・益子	○有	益子町から宇都宮市に向かう唯一の通勤・通学の公共交通として重要な路線となっている。また、老人クラブや民生委員からもバス運営継続を望まれている。	○	ダイヤ改正など適切に情報の共有化が図られている。また、益子町地域公共交通会議において、効率的・効果的な運行について協議を行っている。

市町名 市貝町

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	宇都宮東武・益子	有	町内南部地区の住民らが、通勤、通学及び通院するための重要な足になっているため。(宇都宮駅、県庁、宇都宮市役所、市内高校、市内専門学校、市内大学等)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図られている。
2	関東自動車(株)	宇都宮東武・ベルモール・益子	有	町内南部地区の住民らが、通勤、通学及び通院するための重要な足になっているため。(宇都宮駅、県庁、宇都宮市役所、市内高校、市内専門学校等)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図られている。

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について

市町名 芳賀町

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	有	芳賀町の南部を通る重要な交通機関であり、JR宇都宮駅へのアクセス、宇都宮市、真岡市への通勤、通学及び通院のための移動手段となっているため。	○	随時バス事業者との情報の共有化が図られている。路線の見直し時等に適宜協議を行っている。
2	関東自動車(株)	宇都宮東武・益子	有	芳賀町の南部を通る重要な交通機関であり、JR宇都宮駅へのアクセス、宇都宮市への通勤、通学、及び通院のための移動手段となっているため。	○	随時バス事業者との情報の共有化が図られている。路線の見直し時等に適宜協議を行っている。
3	関東自動車(株)	宇都宮東武・ベルモール・益子	有	芳賀町の南部を通る交通機関であり、JR宇都宮駅及びベルモールへのアクセス、宇都宮市への通勤、通学、通院及び買物のための移動手段となっているため。	○	随時バス事業者との情報の共有化が図られている。路線の見直し時等に適宜協議を行っている。

市町名 塩谷町

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	船生線	有	船生地区の住民が宇都宮方面に通勤、通学、通院、買い物をするため等、生活に重要な路線となっている。	○	地域公共交通会議において効率的・効果的な運行について情報交換を行っている。
2	関東自動車(株)	玉生車庫線	有	玉生・大宮地区の住民が宇都宮方面に通勤、通学、通院、買い物をするため等、生活に重要な路線となっている。	○	地域公共交通会議において効率的・効果的な運行について情報交換を行っている。

市町名 高根沢町

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	宇都宮東武・氏家駅	有	高根沢町民が、宇都宮市街地への買い物、JR宇都宮駅・東武宇都宮駅へ乗り継ぎするために必要。高根沢町在住の学生が、宇都宮市内の高校及びさくら清修高校への通学するために必要。	○	高根沢町地域公共交通会議の委員であり、定期的に乗合バス事業者と協議し、情報の共有化を図っている。

市町名 那須町

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	黒田原・伊王野	有	黒田原駅と伊王野を結ぶ路線であり、特に伊王野・芦野地区の住民の通院、那須高校への通学等の日常生活における重要な交通手段となっている。また、当該路線は自家用車以外で那須町を訪れる観光客にとって、黒田原駅から芦野・伊王野への観光のため移動する最も重要な移動手段となっている。	○	・地域公共交通会議において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
2	関東自動車(株)	那須塩原・那須湯本	有	那須町と那須塩原駅・黒磯駅を結ぶ路線であり、那須街道沿線住民の通勤、通学、通院等の日常生活における重要な交通手段となっている。また、当該路線は自家用車以外で那須町を訪れる観光客にとって、那須塩原駅・黒磯駅から那須町への移動及び観光・情報拠点である道の駅那須高原友愛の森から各地へ移動する最も重要な移動手段となっている。	○	・地域公共交通会議において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。

市町名 那珂川町

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	西那須野・馬頭車庫	有	町民が大田原市内・西那須野駅への通勤・通学のための重要な足となっているため	○	事業者とは、運行に関して連携を図っており、ダイヤ改正時には、適時適切に情報の共有化が図られていることはもちろんのこと、当該路線の重要性に関しては事業者に理解を頂き、従来より協調して運行を図っている。
2	関東自動車(株)	氏家駅・馬頭車庫	有	町民が黒須病院及びJR氏家駅を利用して宇都宮方面への通勤・通学のための重要な足となっているため	○	事業者とは、運行に関して連携を図っており、ダイヤ改正時には、適時適切に情報の共有化が図られていることはもちろんのこと、当該路線の重要性に関しては事業者に理解を頂き、従来より協調して運行を図っている。

## 【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る意見について

栃木県

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	日光東照宮	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
2	関東自動車(株)	篠井ニュータウン・日光東照宮	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
3	関東自動車(株)	篠井ニュータウン・JR日光駅	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
4	関東自動車(株)	JR日光駅	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
5	関東自動車(株)	今市車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
6	関東自動車(株)	篠井ニュータウン・今市車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
7	関東自動車(株)	船生	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
8	関東自動車(株)	仁良塚・ろまんちっく村	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
9	関東自動車(株)	陽西中・ろまんちっく村	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
10	関東自動車(株)	荒針・鹿沼	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
11	関東自動車(株)	楡木車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
12	関東自動車(株)	免許センター・楡木車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
13	関東自動車(株)	玉生車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
14	関東自動車(株)	今里車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
15	関東自動車(株)	健康の森・宝井・グリーンタウン	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
16	関東自動車(株)	宝井・グリーンタウン	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
17	関東自動車(株)	田原・グリーンタウン	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
18	関東自動車(株)	宇都宮駅東口・中平出・柳田車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
19	関東自動車(株)	宇都宮駅東口・新道・柳田車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
20	関東自動車(株)	宇都宮駅東口・新道・ベルモール・柳田車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
21	関東自動車(株)	上三川車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
22	関東自動車(株)	健康の森・上三川車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
23	関東自動車(株)	FKD・上三川車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
24	関東自動車(株)	東汗	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
25	関東自動車(株)	本郷台西汗	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
26	関東自動車(株)	奈坪台・白沢河原	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
27	関東自動車(株)	宇都宮駅・旭陵通り・今宮・雀宮駅	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
28	関東自動車(株)	宇都宮駅・竹林・富士見ヶ丘団地	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
29	関東自動車(株)	西塙田・宝木団地	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
30	関東自動車(株)	宇都宮駅・県庁・市役所・市内循環	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。
31	関東自動車(株)	宇都宮駅・東武駅前・市役所・市内循環	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る意見について

栃木県

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
32	関東自動車(株)	さつき団地	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
33	関東自動車(株)	西の宮団地	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
34	関東自動車(株)	宇都宮駅・市役所・県庁・市内循環	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
35	関東自動車(株)	宇都宮駅・市役所・シンボルロード・市内循環	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
36	関東自動車(株)	西原車庫・真岡営業所	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
37	関東自動車(株)	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
38	関東自動車(株)	宇都宮東武・亀山・真岡営業所	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
39	関東自動車(株)	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
40	関東自動車(株)	宇都宮東武・益子	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
41	関東自動車(株)	宇都宮東武・ベルモール・益子	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
42	関東自動車(株)	宇都宮東武・海星学院	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
43	関東自動車(株)	西原車庫・ベルモール前	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
44	関東自動車(株)	宇都宮東武・ベルモール前	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
45	関東自動車(株)	卸団地循環	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
46	関東自動車(株)	宇都宮東武・宇大・御幸交番前	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
47	関東自動車(株)	宇都宮東武・北越戸・御幸交番前	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
48	関東自動車(株)	宇都宮東武・平出工業団地	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
49	関東自動車(株)	宇都宮東武・上野団地・岡本駅西口	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
50	関東自動車(株)	宇都宮東武・白沢街道・岡本駅西口	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
51	関東自動車(株)	宇都宮東武・御幸ヶ原元町・岡本駅東口	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
52	関東自動車(株)	宇都宮東武・九丁目・和久	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
53	関東自動車(株)	宇都宮駅東口・海星学院	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
54	関東自動車(株)	宇都宮駅東口・ベルモール・海星学院	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
55	関東自動車(株)	宇都宮駅東口・平出工業団地・岡本駅東口	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
56	関東自動車(株)	宇都宮東武・氏家駅	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
57	関東自動車(株)	氏家駅・馬頭車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
58	関東自動車(株)	氏家駅・びゅうフォレスト北	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
59	関東自動車(株)	西那須野・大田原営業所	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
60	関東自動車(株)	西那須野・馬頭車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
61	関東自動車(株)	西那須野・黒羽車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
62	関東自動車(株)	西那須野・赤十字・黒羽車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る意見について

栃木県

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
63	関東自動車(株)	西那須野・五峰の湯	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
64	関東自動車(株)	西那須野・赤十字・五峰の湯	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
65	関東自動車(株)	西那須野・国際医療福祉大学	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
66	関東自動車(株)	西那須野・那須赤十字病院	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
67	関東自動車(株)	大田原市役所・五峰の湯	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
68	関東自動車(株)	大田原市役所・黒羽車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
69	関東自動車(株)	黒田原・伊王野	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
70	関東自動車(株)	那須塩原駅・那須湯本温泉	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
71	関東自動車(株)	那須塩原駅・板室温泉	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
72	関東自動車(株)	東高校卸団地循環	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
73	ジェイアールバス関東(株)	塩原本線	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
74	日光交通(株)	鬼怒川線	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 **抜粋**

平成23年	3月30日	国総計第 97号 国鉄財第368号 国鉄業第102号 国自旅第240号 国海内第149号 国空環第103号
平成23年	5月27日	国総計第 14号 国空事第118号
平成23年	7月22日	国総支第 4号 国自旅第 11号
平成23年	9月30日	国総支第 20号 国自旅第 50号
平成24年	3月30日	国総支第 60号 国自旅第201号 国空環第 91号
平成24年	4月16日	国総支第 7号 国自旅第 36号
平成24年	11月19日	国総支第 43号 国自旅第325号
平成25年	5月 8日	国総支第 8号 国鉄事第 28号 国自旅第 21号 国海内第 10号
平成25年	7月19日	国総支第 35号 国自旅第 70号
平成26年	3月28日	国総支第 87号 国鉄都第131号 国鉄事第397号 国自旅第619号 国海内第 93号 国空環第 94号
平成26年	5月21日	国総支第 12号
平成27年	4月 9日	国総支第 65号 国鉄都第131号 国鉄事第330号 国自旅第380号 国海内第118号 国空環第 91号

平成28年	3月31日	国総支第 60号 国鉄都第127号 国鉄事第470号 国自旅第407号 国海内第136号 国空事第7235号 国空環第 76号
平成28年	11月28日	国総支第 45号 国鉄都第 75号 国鉄事第200号 国自旅第210号 国海内第109号 国空環第 56号
平成29年	6月 9日	国総支第 15号 国鉄都第 38号 国鉄事第 57号 国自旅第 51号 国海内第 39号 国空事第208号
平成29年	8月 2日	国総支第 31号 国自旅第103号
平成30年	4月19日	国総支第 68号 国鉄都第195号 国自旅第308号 国海内第195号 国空事第1111号
平成30年	10月25日	国総支第 33号 国総安政第65号
平成31年	2月25日	国総支第 46号 国鉄都第128号 国鉄事第324号 国自旅第249号
平成31年	4月24日	国総支第 1号 国自旅第 2号

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに離島航路整備法（昭和27年法律第226号）及び同法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の

定めるところによる。

## 目次

### 第1編 共通事項（第1条 - 第3条）

### 第2編 地域公共交通確保維持事業

#### 第1章 陸上交通（第4条 - 第25条の2）

##### 第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

##### 第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

##### 第3節 車両減価償却費等国庫補助金

##### 第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金

##### 第5節 予約型運行転換経費国庫補助金

#### 第2章 離島航路（第26条 - 第58条）

##### 第1節 総則

##### 第2節 離島航路運営費等補助金

##### 第3節 離島航路構造改革補助金

#### 第3章 離島航空路（第59条 - 第73条）

### 第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業

#### 第1章 バリアフリー化設備等整備事業（第74条 - 第91条）

#### 第2章 利用環境改善促進等事業（第92条 - 第97条）

#### 第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（第98条 - 第105条）

### 第4編 地域公共交通調査等事業

#### 第1章 地域公共交通調査事業（第106条 - 第126条）

##### 第1節 計画策定事業

##### 第2節 計画推進事業

#### 第2章 地域公共交通再編推進事業（第127条 - 第132条）

##### 第1節 再編計画策定事業

##### 第1節 再編計画推進事業

#### 第3章 地域公共交通バリアフリー化調査事業（第133条 - 第135条）

## 第1編 共通事項

### （目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

### （定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、

- 都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 三 「地域公共交通バリア解消促進等事業」とは、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業であって、「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」及び「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」をいう。
- 四 「バリアフリー化設備等整備事業」とは、公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 五 「利用環境改善促進等事業」とは、バリアフリー化されたまちづくりの一環としてより制約の少ないシステムの導入等地域公共交通の利用環境改善を促進するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 六 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 七 「地域公共交通調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通確保維持改善計画等の計画を策定するために必要な調査を行う事業（口及び次号イに掲げるものを除く。）
  - ロ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に掲げる地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業
- 八 形成計画に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業
- 八 「地域公共交通再編推進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 活性化法第27条の2第1項に規定する地域公共交通再編実施計画（以下「再編計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業
  - ロ 再編計画（活性化法第27条の3の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第128条及び別表26の再編計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等

## の評価に係る事業

九 「地域公共交通バリアフリー化調査事業」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針を策定するために必要な調査を行う事業

- 2 協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、前項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画及び生活交通改善事業計画を含む。）を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等を行わなければならない（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を除く。）。
- 3 協議会、都道府県又は市区町村は、前項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画を含む）を策定するに当たって、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第5条の外客来訪促進計画（以下、「外客来訪促進計画」という。）が策定されているときは同計画と整合性のとれたものでなければならない。

## （協議会）

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
- 四 その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

- 2 第2編第1章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画及び地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。）を策定する協議会にあっては、地域間幹線系統は地域間のみならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これらを踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区町村がともに参加すること。
- 3 第2編第2章の離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。）を策定する協議会にあっては、離島航路が地域の幹線交通であるとともに生活交通であることから関係する都道府県及び市町村がともに参加すること。
- 4 地方運輸局等及び地方航空局は、生活交通確保維持改善計画の策定に必要な助言等

を行う。

- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

## 第2編 地域公共交通確保維持事業

### 第1章 陸上交通

#### 第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

(補助対象事業者等)

第4条 本節における補助対象事業者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業(以下「乗合バス事業」という。)を営業者(以下「乗合バス事業者」という。)であつて、協議会又は都道府県等(以下「都道府県協議会等」という。)が協議会での議論を経て、第8条第1項に基づき定めた生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画を含む。以下この節において同じ。)に運送予定者として記載されている者とする。

- 2 既に第10条第1項の規定により認定を受けた生活交通確保維持改善計画に係る補助対象系統が廃止される場合において、当該計画に記載された乗合バス事業者に代わつて、道路運送法第21条第1項第2号の規定による許可を受けて乗合旅客の運送を行う同法第3条第1号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業又は同号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者が生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されたときは、前項の規定にかかわらず、これらの者は、本節における補助対象事業者とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、生活交通確保維持改善計画に係る議論を行う協議会が活性化法第6条第1項に規定する協議会(以下「活性化法定協議会」という。)である場合においては、これらの項に定める運送予定者に代えて、当該活性化法定協議会を補助対象事業者とすることができる。

- 4 国土交通大臣(以下「大臣」という。)は、予算の範囲内において、第6条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

(補助対象期間)

第5条 本節における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和22年法律第34号)第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象事業の基準)

第6条 本節における補助対象事業は、別表1に定める要件に適合する系統に係る運行であって、かつ、別表2に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。

2 前項の規定は、再編計画に地域間幹線系統と位置付けられた系統については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表1」とあるのは「別表3」と、「別表2」とあるのは「別表4」と読み替えるものとする。

(生活交通確保維持改善計画)

第7条 陸上交通(地域間幹線系統)に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる向こう3ヵ年の事項について具体的に記載するものとする。

一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

二の2 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

四の2 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

五 別表1の補助対象事業の基準二ただし書(前条第2項の場合においては、別表3の補助対象事業の基準二ただし書)に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統にあつては、当該系統の概要

六 別表1の補助対象事業の基準八(前条第2項の場合においては、別表3の補助対象事業の基準八)に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村への需要に対応して設定された系統にあつては、当該市町村の一覧

六の2 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法(活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る。)

七 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組(取組内容、実施主体、定量的な効果目標(収支改善率1%以上を原則)、実施時期及びその他特記事項)

八 外客来訪促進計画との整合性

2 地域公共交通確保維持事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した地域間幹線系統確保維持計画の策定をもって生活交通確保維持改善計画に代えることができる。この場合において、当該計画に係る第17条第2項の地域内フィーダー系統確保維持計画の策定があるときは、都道府県協議会等は当該計画の内容等について情報共有を行うこと。

3 都道府県協議会等は、第1項第三号の運送予定者の選定に当たっては、これに抛りがたい事情があると大臣が認める場合を除き、サービスの品質・企画内容、価格等を総合的に比較考慮するため、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わなければならない。なお、一の補助対象期間を分割して又は複数の補助対象期間にまたがって運送予定者を選定することを妨げない。

- 4 第6条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例（以下この節において「再編特例」という。）を受けようとする場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項のうち再編計画に記載された事項については、別に定めるところにより記載を省略することができる。
- 5 補助対象期間の前々補助対象期間及び前々々補助対象期間において、第1項第7号に規定する定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況（当該補助対象期間の収支率がいずれもその前年度の補助対象期間の収支率を下回る状況）となった運行系統にあっては、同号における生産性を向上させる取組の実施状況を踏まえ、当該運行系統の収支率を改善させるための具体的な取組内容及び収支率の改善目標値を記載した「改善計画（2ヶ年計画）」を策定し、生活交通確保維持改善計画に添付するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。
- 6 補助対象期間の前補助対象期間の終了時において、前補助対象期間、前々補助対象期間及び前々々補助対象期間のいずれもが、定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況となった運行系統にあっては、前項の改善計画を実施するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。

（生活交通確保維持改善計画の策定）

第8条 都道府県協議会等は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、前条の計画を策定し、大臣に認定を申請するものとする。

2 前項の認定申請は、様式第1-1による生活交通確保維持改善計画認定申請書（地域間幹線系統確保維持計画の認定申請にあっては、様式第1-3による地域間幹線系統確保維持計画認定申請書）を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日（補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあっては大臣が指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。

3 都道府県協議会等は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

一 運送予定者それぞれの、補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

二 運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）

二の2 第4条第3項の規定により活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合にあっては、当該協議会を補助対象事業者とすることに係る当該協議会における協議結果が確認できる書類及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

三 再編特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた再編計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

(生活交通確保維持改善計画の変更)

第9条 都道府県協議会等は、前条の事業内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の認定申請は、様式第1-2による生活交通確保維持改善計画変更認定申請書(地域間幹線系統確保維持計画の変更に係る認定申請にあっては、様式第1-4による地域間幹線系統確保維持計画変更認定申請書)を大臣に提出して行うものとする。

3 前条第3項の規定は、本条において準用する。

(生活交通確保維持改善計画の認定)

第10条 大臣は、都道府県協議会等から第8条第2項の規定に基づく生活交通確保維持改善計画認定申請書又は前条第2項に基づく生活交通確保維持改善計画変更認定申請書の提出があったときは、これを第6条の補助対象事業の基準に従って審査の上、補助対象期間の開始前(第8条第2項の規定に基づき大臣が指定する日までに行われた認定申請にあっては大臣が別途指定する日、計画変更の認定申請にあっては予定変更日前。次項において同じ。)に認定を行い、当該都道府県協議会等に通知するものとする。

2 都道府県協議会等は、前項の通知があったときは、補助対象事業者に係る通知内容を、当該補助対象事業者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。

3 補助対象事業者は、都道府県協議会等から前項の通知があったときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間における運行を行うものとする。

(補助金交付申請)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1-8による申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、第1項の提出をするときは、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

二 様式第1-5による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象系統に係るものに限る。)

三 様式第1-5-2による補助対象期間に係る地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組実績

(交付の決定及び額の確定等)

第12条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の



# 地域間幹線系統確保維持計画

## (関東自動車株式会社)

栃木県生活交通対策協議会

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)  
 「令和3年度、令和4年度については、令和2年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
	関東自動車株式会社	(1) 宇都宮駅・日光東照宮	9,414.0	
	関東自動車株式会社	(2) 宇都宮駅・今市車庫	1,675.5	
	関東自動車株式会社	(3) 宇都宮駅・船生	1,340.5	
	関東自動車株式会社	(4) 宇都宮駅・免許センター・榎木車庫	1,603.0	
	関東自動車株式会社	(5) 宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所	936.5	
	関東自動車株式会社	(6) 駒生営業所・屋板・上三川車庫	2,432.5	
	関東自動車株式会社	(7) 駒生営業所・田原・玉生車庫	5,966.0	
	関東自動車株式会社	(8) 駒生営業所・田原・今里	762.0	
	関東自動車株式会社	(9) 駒生営業所・田原・グリーンタウン	883.5	
	関東自動車株式会社	(10) 駒生営業所・平松・本郷台西汗	347.0	
	関東自動車株式会社	(11) 駒生営業所・宝井・グリーンタウン	1,168.5	
	関東自動車株式会社	(12) 西原車庫・ベルモール・真岡営業所	9,583.0	
	関東自動車株式会社	(13) 宇都宮東武・橋場・真岡営業所	4,967.5	
	関東自動車株式会社	(14) 宇都宮東武・橋場・益子駅前	1,310.0	
	関東自動車株式会社	(15) 宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	7,118.5	
	関東自動車株式会社	(16) 氏家駅・馬頭車庫	4,573.0	
	関東自動車株式会社	(17) 宇都宮東武・上野団地・岡本駅西口	1,514.0	
	関東自動車株式会社	(18) 宇都宮東武・御幸ヶ原元町・岡本駅東口	1,844.5	
	関東自動車株式会社	(19) 那須塩原駅・那須湯本温泉	8,781.0	
	関東自動車株式会社	(20) 大田原市役所・五峰の湯	4,382.0	
	関東自動車株式会社	(21) 西那須野駅・五峰の湯	4,531.5	
	関東自動車株式会社	(22) 西那須野駅・馬頭車庫	6,111.0	
	合 計		81,245.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)  
 「令和3年度、令和4年度については、令和2年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

事業者名 関東自動車株式会社 令和2年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 <sup>※</sup> )の損益 状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,815,355 千円	営業外収益	5,503 千円	経常収益(イ)	2,820,858 千円
	営業費用	3,165,697 千円	営業外費用	14,855 千円	経常費用(ロ)	3,180,552 千円
	営業損益	△ 350,342 千円	営業外損益	△ 9,352 千円	経常損益	△ 359,694 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	8,116,290.3 km				経常収支率	88.69 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,758,635 千円	営業外収益	5,963 千円	経常収益(イ)	2,764,598 千円
	営業費用	2,956,185 千円	営業外費用	10,384 千円	経常費用(ロ)	2,966,569 千円
	営業損益	△ 197,550 千円	営業外損益	△ 4,421 千円	経常損益	△ 201,971 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	8,174,803.4 km				経常収支率	93.19 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,782,411 千円	営業外収益	7,786 千円	経常収益(イ)	2,770,197 千円
	営業費用	2,863,046 千円	営業外費用	13,318 千円	経常費用(ロ)	2,876,364 千円
	営業損益	△ 100,635 千円	営業外損益	△ 5,532 千円	経常損益	△ 106,167 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	8,390,456.6 km				経常収支率	96.31 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とその連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北関東	342円 81銭	362円 89銭	391円 87銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)÷3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北関東	365円 85銭	293円 30銭	293円 30銭	347円 56銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運行系統		計画運行 日数	計画運行回 数 ( ) ①=カンコ内	計画平均 乗車密度 ②	計画 輸送量 ①×② =③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施 する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通 再編事業を実施する区域に おけるキロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率		
			起点	主な 経由地					終点	チ			オ	オ÷チ=ク	リ	ス	ル	ル÷チ			
北 関 東		宇都宮駅・日光東照宮	宇都宮駅	日光東照宮	366 日	2,918.0 (7.8)	4.8	37.4 人	往39.0Km (平均) 復39.0Km	39.0Km	往0Km (平均) 復0Km	0.0Km	0%	往0Km (平均) 復0Km	0.0Km	往0Km (平均) 復0Km	0.0Km	往0Km (平均) 復0Km	0.0Km	100%	
	2	宇都宮駅・今市車庫	宇都宮駅	今市車庫	366 日	2,352.0 (6.3)	5.6	35.2 人	往31.3Km 復31.3Km	31.3Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往17.1Km 復17.1Km	0.0Km	往17.1Km 復17.1Km	17.1Km	55%	
	3	宇都宮駅・船生	宇都宮駅	船生	366 日	3,009.0 (8.2)	5.6	45.9 人	往30.9Km 復30.9Km	30.9Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往17.1Km 復17.1Km	0.0Km	往17.1Km 復17.1Km	17.1Km	55%	
	4	宇都宮駅・免許センター	宇都宮駅	免許センター	366 日	2,007.0 (5.4)	4.6	24.8 人	往21.3Km 復21.3Km	21.3Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%	
	5	宇都宮駅・鹿沼営業所	宇都宮駅	鹿沼営業所	366 日	2,554.0 (6.9)	4.4	30.3 人	往20.1Km 復20.1Km	20.1Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往11.2Km 復11.2Km	0.0Km	往11.2Km 復11.2Km	11.2Km	56%	
	6	駒生営業所・屋敷	駒生営業所	屋敷	366 日	2,145.0 (5.8)	5.7	33.0 人	往22.6Km 復22.6Km	22.6Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%	
	7	駒生営業所・田原	駒生営業所	田原	366 日	2,542.5 (6.9)	4.9	33.8 人	往34.5Km 復34.5Km	34.5Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%	
	8	駒生営業所・田原・今里	駒生営業所	田原	今里	366 日	2,107.0 (5.7)	5.7	32.4 人	往22.8Km 復22.8Km	22.8Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往11.4Km 復11.4Km	0.0Km	往11.4Km 復11.4Km	11.4Km	50%
	9	駒生営業所・細原	駒生営業所	田原	グリーンタウン	366 日	1,670.0 (4.5)	4.9	22.0 人	往20.9Km 復20.9Km	20.9Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往11.4Km 復11.4Km	0.0Km	往11.4Km 復11.4Km	11.4Km	55%
	10	駒生営業所・平松	駒生営業所	平松	本郷台西汗	366 日	2,140.0 (5.8)	6.0	34.8 人	往24.0Km 復24.0Km	24.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往14.2Km 復14.2Km	0.0Km	往14.2Km 復14.2Km	14.2Km	69%
	11	駒生営業所・定井	駒生営業所	定井	グリーンタウン	366 日	1,111.5 (3.0)	5.8	17.4 人	往23.0Km 復23.0Km	23.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%
	12	真岡	真岡車庫	ベルモール	真岡車庫	366 日	4,786.0 (13.0)	4.3	55.9 人	往29.2Km 復29.2Km	29.2Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%
	13	橋場	橋場	真岡車庫	366 日	1,934.0 (5.2)	4.0	20.8 人	往31.3Km 復31.3Km	31.3Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%	
	14	東高橋	東高橋	益子駅前	366 日	1,689.5 (4.6)	5.8	26.6 人	往31.0Km 復31.0Km	31.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%	
	15	ベルモール	ベルモール	益子駅前	366 日	3,638.0 (9.9)	4.5	44.5 人	往32.6Km 復32.6Km	32.6Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%	
	16	氏家駅	氏家駅	馬頭車庫	366 日	2,420.0 (6.6)	2.5	16.5 人	往31.5Km 復31.5Km	31.5Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%	
	17	上野団地	上野団地	岡本駅西口	366 日	3,372.0 (9.2)	3.9	35.8 人	往10.3Km 復10.3Km	10.3Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%	
	18	御幸ヶ原元町	御幸ヶ原元町	岡本駅東口	366 日	3,506.0 (9.5)	2.8	26.6 人	往9.0Km 復9.0Km	9.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%	
	19	那須塩原駅	那須塩原駅	黒磯駅	366 日	6,588.0 (18.0)	3.7	66.6 人	往24.4Km 復24.4Km	24.4Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%	
	20	大田原市役所	大田原市役所	五峰の湯	366 日	2,238.0 (6.5)	3.4	22.1 人	往22.5Km 復22.5Km	22.5Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%	
	21	西那須野	西那須野	五峰の湯	366 日	2,109.0 (5.7)	3.9	22.2 人	往23.2Km 復23.2Km	23.2Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%	
	22	西那須野	西那須野	馬頭車庫	366 日	2,234.5 (6.1)	3.7	22.5 人	往31.6Km 復31.6Km	31.6Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%	
合計		系統							往563.8Km 復564.4Km	564.6Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	往82.4Km 復84.0Km	83.2Km		

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び出発線との総合部分以外のキロ程の比率 (チー(リトヌキル))÷チニラ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額、カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額、コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨータ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
						経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行 キロ当たり 経常 収益 ヤ"÷マ"ニド	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ"÷マ"ニド	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ"÷マ"ニド				
						(de+f)/3=ノ												
1			100%	228,518.4Km	67,024,446円	201円 49銭	44,144,433円	227,244.1Km	194円 25銭	45,730,161円	226,381.9Km	202円 00銭	47,470,734円	227,968.4Km	208円 23銭	46,044,172円	20,980,274円	30,161,000円
2			45%	151,619.2Km	44,469,911円	244円 67銭	35,763,713円	147,579.5Km	242円 33銭	35,187,643円	147,203.9Km	239円 04銭	38,203,538円	151,390.1Km	252円 35銭	37,081,507円	7,388,404円	20,011,459円
3			45%	185,956.2Km	54,540,953円	261円 01銭	47,989,312円	186,376.0Km	257円 48銭	47,902,769円	185,894.4Km	257円 68銭	49,715,636円	185,585.4Km	267円 88銭	48,536,427円	6,004,526円	24,543,428円
4			100%	85,498.2Km	25,076,622円	242円 67銭	20,165,585円	85,562.1Km	235円 68銭	20,782,752円	85,327.8Km	243円 56銭	21,227,526円	85,327.8Km	248円 77銭	20,747,846円	4,328,774円	11,284,479円
5			44%	102,670.8Km	30,113,345円	245円 90銭	25,344,168円	102,751.2Km	246円 65銭	25,324,495円	102,469.8Km	247円 14銭	24,996,025円	102,469.8Km	243円 93銭	25,246,749円	4,866,596円	13,551,005円
6			100%	97,359.0Km	28,555,394円	243円 33銭	22,429,278円	97,610.8Km	229円 78銭	23,513,947円	97,294.4Km	241円 67銭	25,171,913円	97,360.6Km	258円 54銭	23,690,365円	4,865,029円	12,849,927円
7			100%	175,432.5Km	51,454,352円	215円 08銭	37,286,695円	175,605.0Km	212円 33銭	37,509,224円	175,087.5Km	214円 23銭	38,266,729円	174,984.0Km	218円 68銭	37,732,022円	13,722,330円	23,154,458円
8			50%	96,079.2Km	28,180,029円	261円 57銭	24,120,137円	96,307.2Km	250円 44銭	24,988,859円	96,033.6Km	260円 20銭	26,296,012円	95,942.4Km	274円 08銭	25,131,436円	3,048,593円	12,681,013円
9			45%	69,806.0Km	20,474,099円	230円 64銭	15,847,149円	69,826.9Km	226円 94銭	15,990,253円	69,617.9Km	229円 68銭	16,377,975円	69,597.0Km	235円 32銭	16,100,055円	4,374,044円	9,213,344円
10			31%	92,488.0Km	27,126,730円	268円 72銭	24,716,847円	92,617.6Km	266円 86銭	24,323,074円	92,336.0Km	263円 41銭	25,446,871円	92,227.2Km	275円 91銭	24,853,375円	2,273,355円	12,207,028円
11			100%	51,320.2Km	15,052,214円	247円 75銭	12,480,328円	51,505.8Km	242円 30銭	12,614,988円	51,390.8Km	245円 47銭	13,105,810円	51,298.0Km	255円 48銭	12,714,579円	2,337,635円	6,773,496円
12			100%	279,502.4Km	81,978,053円	212円 26銭	61,784,228円	289,975.0Km	229円 70銭	52,093,469円	277,443.0Km	187円 76銭	60,843,734円	277,385.0Km	219円 34銭	59,327,179円	22,650,874円	36,890,123円
13			100%	121,068.4Km	35,509,361円	186円 61銭	22,860,951円	120,670.2Km	189円 44銭	21,895,411円	121,706.4Km	179円 90銭	23,163,327円	121,580.8Km	190円 51銭	22,592,574円	12,916,787円	15,979,212円
14			100%	104,749.0Km	30,722,881円	268円 28銭	83,307,384円	331,452.0Km	251円 34銭	27,959,743円	105,121.0Km	265円 97銭	30,183,759円	104,966.0Km	287円 55銭	28,102,061円	2,620,820円	13,825,296円
15			100%	237,197.6Km	69,570,056円	219円 02銭	円 .0Km	0円 00銭	50,642,997円	235,450.8Km	215円 06銭	52,497,762円	235,450.8Km	222円 96銭	51,951,018円	17,619,038円	31,306,525円	
16			100%	152,460.0Km	44,716,518円	124円 12銭	18,897,539円	149,982.6Km	125円 99銭	17,731,681円	152,964.0Km	115円 92銭	19,921,521円	152,712.0Km	130円 45銭	18,923,335円	25,793,183円	20,122,433円
17			100%	69,463.2Km	20,373,556円	235円 99銭	11,913,788円	53,529.1Km	222円 56銭	12,325,842円	53,704.2Km	229円 51銭	17,916,030円	70,009.2Km	255円 90銭	16,392,620円	3,980,936円	9,168,100円
18			100%	63,108.0Km	18,509,576円	182円 22銭	12,566,568円	76,509.0Km	164円 24銭	13,882,063円	76,320.0Km	181円 89銭	12,669,801円	63,180.0Km	200円 53銭	11,499,539円	7,010,037円	8,329,309円
19			100%	321,494.4Km	94,294,307円	217円 66銭	18,372,475円	95,257.6Km	192円 87銭	42,481,597円	180,316.0Km	235円 59銭	54,969,115円	244,805.2Km	224円 54銭	69,976,471円	24,317,836円	42,432,438円
20			100%	107,910.0Km	31,650,003円	82円 55銭	8,553,879円	112,005.0Km	76円 37銭	8,937,235円	108,135.0Km	82円 64銭	9,545,978円	107,662.5Km	88円 66銭	8,907,970円	22,742,033円	14,242,501円
21			100%	97,857.6Km	28,701,634円	95円 92銭	8,535,221円	99,820.8Km	90円 97銭	9,518,573円	98,089.6Km	97円 03銭	9,769,696円	97,927.2Km	99円 76銭	9,386,500円	19,315,134円	12,915,735円
22			100%	141,220.4Km	41,419,949円	101円 62銭	8,221,516円	84,116.2Km	97円 73銭	8,464,176円	86,166.2Km	98円 23銭	9,371,461円	86,037.0Km	108円 92銭	14,350,817円	27,069,126円	18,638,974円
合計				3,032,778.7Km	889,513,983円					565,301,194円	2,719,303.7Km		579,800,952円	2,824,454.2Km		627,130,953円	2,895,866.4Km	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	タ又はしのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に依るもの	ソ×ラ	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	ナ	ナ×1/2=ラ	ニ×ワ=ヨ=ム	損失額から国産補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								
												都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
												負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
1			20,980,274円	20,980,274円	18,828,451円	18,828 千円	9,414.0 千円	37,559,284円	28,145,284円	9,414,000円	33.447%	円	0.000%	円	0.000%	18,731,284円	66.553%			
2			7,388,404円	3,351,927円		3,351 千円	1,675.5 千円	18,388,377円	16,712,877円	1,675,500円	10.025%	円	0.000%	円	0.000%	15,037,377円	89.975%			
3			6,004,526円	2,681,632円		2,681 千円	1,340.5 千円	19,495,648円	18,155,148円	1,340,500円	7.383%	円	0.000%	円	0.000%	16,814,648円	92.617%			
4			4,328,774円	4,328,774円	3,206,499円	3,206 千円	1,603.0 千円	10,531,668円	8,928,668円	1,603,000円	17.953%	円	0.000%	円	0.000%	7,325,668円	82.047%			
5			4,866,596円	2,154,860円	1,873,791円	1,873 千円	936.5 千円	12,315,363円	11,378,863円	936,500円	8.230%	円	0.000%	円	0.000%	10,442,363円	91.770%			
6			4,865,029円	4,865,029円		4,865 千円	2,432.5 千円	11,928,425円	9,495,925円	2,432,500円	25.616%	円	0.000%	円	0.000%	7,063,425円	74.384%			
7			13,722,330円	13,722,330円	11,932,460円	11,932 千円	5,966.0 千円	26,448,958円	20,483,958円	5,966,000円	29.125%	円	0.000%	円	0.000%	14,517,958円	70.875%			
8			3,048,593円	1,524,296円		1,524 千円	762.0 千円	10,019,139円	9,257,139円	762,000円	8.231%	円	0.000%	円	0.000%	8,495,139円	91.769%			
9			4,374,044円	1,988,201円	1,767,289円	1,767 千円	883.5 千円	9,438,470円	8,554,970円	883,500円	10.327%	円	0.000%	円	0.000%	7,671,470円	89.673%			
10			2,273,355円	694,636円		694 千円	347.0 千円	8,983,359円	8,636,359円	347,000円	4.017%	円	0.000%	円	0.000%	8,289,359円	95.983%			
11			2,337,635円	2,337,635円		2,337 千円	1,168.5 千円	6,060,916円	4,892,416円	1,168,500円	23.883%	円	0.000%	円	0.000%	3,723,916円	76.117%			
12			22,650,874円	22,650,874円	19,166,124円	19,166 千円	9,583.0 千円	42,928,774円	33,345,774円	9,583,000円	28.738%	円	0.000%	円	0.000%	23,762,774円	71.262%			
13			12,916,787円	12,916,787円	9,935,990円	9,935 千円	4,967.5 千円	21,700,300円	16,732,800円	4,967,500円	29.687%	円	0.000%	円	0.000%	11,765,300円	70.313%			
14			2,620,820円	2,620,820円		2,620 千円	1,310.0 千円	10,220,360円	8,910,360円	1,310,000円	14.701%	円	0.000%	円	0.000%	7,600,360円	85.299%			
15			17,619,038円	17,619,038円	14,237,606円	14,237 千円	7,118.5 千円	34,827,723円	27,709,223円	7,118,500円	25.690%	円	0.000%	円	0.000%	20,590,723円	74.310%			
16			20,122,433円	20,122,433円	9,146,560円	9,146 千円	4,573.0 千円	36,854,156円	32,281,156円	4,573,000円	14.166%	5,670,750円	17.568%	円	0.000%	22,037,406円	68.288%			
17			3,980,936円	3,980,936円	3,028,973円	3,028 千円	1,514.0 千円	9,020,491円	7,506,491円	1,514,000円	20.169%	円	0.000%	円	0.000%	5,992,491円	79.831%			
18			7,010,037円	7,010,037円	3,689,493円	3,689 千円	1,844.5 千円	11,588,522円	9,744,022円	1,844,500円	18.929%	円	0.000%	円	0.000%	7,899,522円	81.071%			
19			24,317,836円	24,317,836円	17,562,881円	17,562 千円	8,781.0 千円	47,642,255円	38,861,255円	8,781,000円	22.995%	円	0.000%	円	0.000%	30,080,255円	77.405%			
20			14,242,501円	14,242,501円	8,764,616円	8,764 千円	4,382.0 千円	30,570,903円	26,188,903円	4,382,000円	16.732%	8,499,532円	32.454%	円	0.000%	13,307,371円	50.814%			
21			12,915,735円	12,915,735円	9,063,673円	9,063 千円	4,531.5 千円	26,414,702円	21,883,202円	4,531,500円	20.707%	6,399,399円	29.243%	円	0.000%	10,952,303円	50.050%			
22			18,638,974円	18,638,974円	12,222,278円	12,222 千円	6,111.0 千円	37,314,666円	31,203,666円	6,111,000円	19.584%	8,430,152円	27.016%	円	0.000%	16,662,514円	53.400%			
合計			231,225,531円	215,665,565円	144,426,684円	162,490 千円	81,245.0 千円	480,253,459円	399,008,459円	81,245,000円	20.361%	28,999,833円	7.267%	円	0.000%	288,763,626円	72.372%			

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
栃木県	塩谷地区	旧氏家町	総合病院・高等学校・大規模商業施設を有する為

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
栃木県	関東自動車株式会社	2	4,000
	関東自動車株式会社	1	2,200
	関東自動車株式会社	2	1,584

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 関東自動車

1. 車両取得の概要

初年度(令和2年度)		確保持続路線名称又は区間		車両の種類		乗車定員(人)		車両の長さ(m)		購入等予定年月		購入等の種別	
補助ブロック名	申請番号	宇都宮駅・日光東照宮線 宇都宮駅・今市車庫線	宇都宮駅・日光東照宮線 宇都宮駅・今市車庫線	ノンステップ	スロープ付	標準仕様	77	10.44	2	2	現金	現金	
北関東ブロック	1	1,2	1,2	ノンステップ	スロープ付	標準仕様	77	10.44	2	2	現金	現金	
北関東ブロック	2	12,13	12,13	ノンステップ	スロープ付	標準仕様	77	10.44	2	2	現金	現金	

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		普通償却限度額	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	償却期間(月)	スールのうち少ない方の額(円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
	車両価格	改造費								
1	22,850,000	0	6,000,000	0	6,000,000	6,093,333	7	6,000,000	2,000.0	11,000,000
2	22,850,000	0	6,000,000	0	6,000,000	6,093,333	8	6,000,000	2,000.0	11,000,000
計	45,700,000	0	12,000,000	0	12,000,000	12,186,666		6,000,000	4,000	22,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%)	低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
	8,000					
計						

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カーブ	3,000
8,000	4,000

【負担者とその負担割合】

申請番号	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の負担割合
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
1	0%	0円	0%	0円	0%	0円	100%	0円	100%
2	0%	0円	0%	0円	0%	0円	100%	0円	100%
合計	0%	0円	0%	0円	0%	0円	100%	0円	100%

2年目以降(令和3年度)

補助ブロック名	申請番号	確保持続路線名称又は区間	確保持続費国庫補助金申請番号
北関東ブロック	1	宇都宮駅・船生線	3
北関東ブロック	2	宇都宮駅・日光東照宮線 宇都宮駅・今市車庫線	1,2
北関東ブロック	3	船生営業所・玉生車庫線 宇都宮東武・橋本・真岡営業所	7

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ととのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価格(円)
1	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	7,569,500	4,400,000	12	4,400,000	2,200.0	6,600,000
2	15,000,000	3,960,000	1,584,000	0	1,584,000	2,877,600	1,584,000	12	1,584,000	792.0	2,376,000
2	15,000,000	3,960,000	1,584,000	0	1,584,000	2,877,600	1,584,000	12	1,584,000	792.0	2,376,000
計	45,000,000	18,920,000	7,568,000	0	7,568,000	13,324,700	7,568,000		7,568,000	3,784	11,352,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(% 年利)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)			
					1	7	7 × 1/2 = 4
計							千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マナブ	4,404
7,568	3,784

【負担者とその負担割合】

補助 種 別	都道府県		市区町村		負担者ごとの負担割合		「その他の者」 の負担割合
	申請 番号	負担割合	申請 番号	負担割合	事業者 自己負担	負担割合	
北 東 道 道 道	1	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	100 %
ク ク	2	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	100 %
合 計		0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	100 %

事業者名		関東自動車株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	路線バス部	福島 崇文
補助金担当部門	(担当部門の名称)	路線バス部	福島 崇文

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和2年度)

申請番号 1~11 全日  
申請番号 12~22 平成30年 2月21~22日、6月27~28日 実地調査日

申請番号	運行系統		年間輸送実績						経常収益				平均乗車密度算定				備考		
	運行系統名	起点	主な経由地	終点	キロ程(km)	運行回数(回)	輸送人員(人)	1人平均乗車キロ(km)	輸送人キロ(人キロ)	運送収入(B)(円)	実車走行キロ(C)(km)	運送雑収(D)(円)	営業外収益(E)(円)	計(B)+(D)+(E)(円)	1系統当たり総費用(F)(円)	平均乗車密度(C)×(F)÷(D)×(G)		輸送量(A)×(G)	市町村による回数券購入等の有無
1	宇都宮駅・日光東照宮	宇都宮駅	徳次郎	日光東照宮	38.8	7.8	141,776	7.4	1,049,142.4	43,923,491	228,518.4	1,966,215	154,466	46,044,172	67,024,446	4.6	35.9	有	
2	宇都宮駅・今市車庫	宇都宮駅	徳次郎	今市車庫	32.3	6.3	115,242	7.1	819,218.2	35,673,259	151,619.2	1,305,674	102,574	37,081,507	44,469,911	5.4	34.0	有	
3	宇都宮駅・船生	宇都宮駅	石瀬田	船生	30.9	8.2	145,054	7.0	1,015,378.0	46,809,357	185,956.2	1,601,273	125,797	48,536,427	54,540,953	5.5	45.1	有	
4	宇都宮駅・免許センター・櫛木車庫	宇都宮駅	免許センター	櫛木車庫	21.3	5.4	70,778	5.3	375,123.4	19,953,820	85,498.2	736,193	57,835	20,747,848	25,076,622	4.4	23.8	有	
5	宇都宮駅・荒張	宇都宮駅	荒張	鹿沼営業所	20.1	6.9	102,294	4.4	450,093.6	24,293,311	102,670.8	893,992	69,446	23,246,749	30,113,345	4.4	30.4	有	
6	駒生営業所・厩坂・上三川車庫	駒生営業所	厩坂	上三川車庫	23	5.8	99,977	5.2	519,890.4	22,785,281	97,359.0	839,160	65,924	23,680,365	28,555,394	5.3	30.7	有	
7	駒生営業所・田原・玉生車庫	駒生営業所	田原	玉生車庫	34.5	6.9	135,436	6.2	839,703.2	36,103,923	175,432.5	1,509,511	118,588	37,732,022	51,454,352	4.8	33.1	有	
8	駒生営業所・田原・今里	駒生営業所	田原	今里	22.8	5.7	105,895	4.9	519,895.5	24,238,438	96,079.2	827,954	65,044	25,131,436	28,180,029	5.4	30.8	有	
9	駒生営業所・田原・グリーンタウン	駒生営業所	田原	グリーンタウン	20.9	4.5	88,138	4.8	327,062.4	15,452,593	69,806.0	600,302	47,160	16,100,055	20,474,099	4.7	21.2	有	
10	駒生営業所・平松・本郷山西	駒生営業所	平松	本郷山西	21.6	5.8	116,498	4.6	535,890.8	25,995,129	92,488.0	795,733	62,513	24,853,375	27,126,730	5.8	33.6	有	
11	駒生営業所・宝井・グリーンタウン	駒生営業所	宝井	グリーンタウン	23.4	3	58,899	4.9	288,605.1	12,237,861	51,320.2	441,895	34,723	12,714,579	15,052,214	5.6	16.8	有	
12	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	西原車庫	ベルモール	真岡営業所	29.0	13.0	208,181	5.6	1,165,813.6	57,056,540	279,502.4	1,142,084	1,128,555	59,327,179	81,978,053	4.2	54.6	有	
13	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	宇都宮東武	橋場	真岡営業所	31.4	5.2	81,746	5.8	474,126.8	21,597,457	12,106.8	500,523	494,594	22,592,574	35,906,361	3.9	20.3	有	
14	宇都宮東武・橋場・益子駅前	宇都宮東武	橋場	益子駅前	31.0	4.6	87,152	6.5	566,488.0	27,243,047	104,749.0	432,066	426,948	28,102,061	30,722,881	5.4	24.8	有	
15	宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	宇都宮東武	ベルモール	益子駅前	32.4	9.9	152,181	6.9	1,050,048.9	50,223,799	237,197.6	969,351	957,868	51,951,018	69,570,056	4.4	43.6	有	
16	氏家駅・馬頭車庫	氏家駅前	善達川	馬頭車庫	31.5	6.6	51,867	7.1	366,255.7	17,673,348	152,460.0	628,717	621,270	18,923,335	44,716,518	2.4	15.8	有	
17	宇都宮東武・上野団地・岡本駅西口	宇都宮駅	上野団地	岡本駅西口	10.3	9.2	84,367	2.9	244,684.3	15,819,632	69,463.2	288,201	284,787	16,392,620	20,375,556	3.6	33.1	有	
18	宇都宮東武・御幸ヶ原元町・岡本駅西口	宇都宮東武	御幸ヶ原元町	岡本駅西口	9.0	9.5	66,521	2.3	152,998.3	10,982,538	63,108.0	260,041	256,960	11,499,539	18,509,576	2.5	23.8	有	
19	那須野原駅・那須湯本温泉	那須野原駅	黒磯駅	那須湯本温泉	24.4	18.0	138,958	8.5	1,181,143.0	62,358,812	321,494.4	6,621,718	995,941	69,976,471	94,294,307	3.7	66.6	有	
20	大田原市役所・五峰の湯	大田原市役所	福祉大	五峰の湯	22.5	6.5	79,470	4.4	349,688.0	8,026,701	107,910.0	443,260	438,009	8,907,970	31,650,003	3.2	20.8	有	
21	西那須野駅・五峰の湯	西那須野駅	福祉大	五峰の湯	23.2	5.7	78,990	4.7	371,253.0	8,584,878	97,857.6	403,199	388,423	9,388,500	28,701,634	3.8	21.7	有	
22	西那須野駅・馬頭車庫	西那須野駅	倉倉	馬頭車庫	31.6	6.1	66,069	7.8	515,338.2	13,646,881	141,220.4	354,065	349,871	14,350,817	41,419,943	3.6	22.0	有	
合計							2,255,489		13,177,780.8	598,480,096	3,032,778.7	23,551,227	7,257,296	629,268,619	889,513,983				

## 栃木県生活交通対策協議会設置要綱（案）

## （名称及び目的）

第1条 県内における生活交通の維持、改善及び充実に図り、持続可能な生活交通ネットワークの構築に必要な協議を行うために、栃木県生活交通対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （協議事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス」という。）に係る路線の休止又は廃止の申出に伴う対応に関する事。
- (2) 生活交通に係る支援に関する事。
- (3) 栃木県バス運行対策費補助金交付要領（以下「国庫協調補助要領」という。）第2条第4号及び栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領（以下「県単補助要領」という。）第2条第4号に規定する生活バス路線の指定に関する事。
- (4) 国庫協調補助要領第18条第1項及び県単補助要領第18条第1項に規定する特定課題系統の選定に関する事。
- (5) 国庫協調補助要領第19条第4項及び県単補助要領第19条第4項に規定する改善計画の承認に関する事。
- (6) 生活交通の維持、改善及び充実に係る広域的な取組に関する事。
- (7) その他、生活交通の維持、改善及び充実に必要な事項に関する事。

## （構成）

第3条 協議会は、別表1の委員によって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

## （会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は栃木県県土整備部長を、副会長は国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長をもってあてる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

## （会議等）

第5条 会長は、必要に応じて協議会を招集するものとする。

- 2 協議会の議長は、会長が行う。
- 3 会長は、必要に応じて関係者からの意見を聴くことができるものとする。
- 4 協議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 協議会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 協議会の会議、議事録要旨及び資料は原則公開とする。ただし、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認めら

れる事項を審議する場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。

(分科会)

第6条 協議会には、次に掲げる事項の協議を行わせるため、分科会を置く。

- (1) 第2条第1号に規定する路線の休廃止に関すること。
  - (2) 第2条第3号に規定する生活バス路線指定に関すること(関係者(この号において、知事及び関係市町村長をいう。)間で、国庫協調補助要領第2条第4号又は県単補助要領第2条第4号の意見が一致しない場合に限る。)
  - (3) 第2条第5号に規定する改善計画の承認に関すること(別表2に掲げる委員間の意見が一致しない場合に限る。)
  - (4) その他、会長が分科会での協議が適当と認める事項に関すること
- 2 分科会は、別表2の委員によって構成する
  - 3 分科会に、座長及び副座長を置く。
  - 4 座長は、栃木県県土整備部交通政策課長を、副座長は国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官をもってあてる。
  - 5 座長は分科会を代表し、会務を統括する。
  - 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
  - 7 分科会は、必要に応じて座長が招集する。
  - 8 座長は、必要に応じて関係者からの意見を聴くことができるものとする。
  - 9 協議会は、分科会の決定事項を協議会の決議とすることができる。

(その他の協議)

第7条 会長は、別途必要に応じて、関係者による協議の場を設けることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を栃木県県土整備部交通政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月 日から施行する。

(別表1)

栃木県生活交通対策協議会構成員

- ・ 栃木県県土整備部長
- ・ 国土交通省関東運輸局自動車交通部長
- ・ 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長
- ・ 県内市町村生活交通担当部長（ただし、担当する部がない場合は、担当課長とする。）
- ・ 一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・ 一般社団法人栃木県タクシー協会専務理事
- ・ 県内一般乗合運送事業者乗合担当部長
- ・ 栃木県交通運輸産業労働組合協議会議長

(別表2)

栃木県生活交通対策協議会分科会構成員

- ・ 栃木県県土整備部交通政策課長
- ・ 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官
- ・ 関係市町村生活交通担当課長
- ・ 一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・ 関係一般乗合運送事業者乗合担当課長

(会議の審議事項が栃木県情報公開条例の第7条各号に該当する場合は、非公開となります。)

## 栃木県情報公開条例（抄）

(平成11年12月27日栃木県条例第32号)

(略)

(公文書の開示義務)

第七条 実施機関は、開示請求があったときには、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとされている情報

二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

イ 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

- ロ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 四 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 五 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- 六 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(略)

## 公共交通副読本バスのこども無料券の対象拡大について（案）

### 1 概要

県では、公共交通の利活用促進の一環として県内小学2年生を対象に、公共交通副読本を配布しており、当該副読本にバスのこども無料券を2枚添付している。現在、無料券の対象は小学2年生のみ、かつ大人1人につき子ども1人まで有効であるが、下記のとおり無料券の対象を拡大することで、公共交通による移動需要の掘り起こしを図る。

### 2 現行と改正案の比較（無料券1枚あたり）

無料券の対象を「配布年度の小学1～6年生」とし、かつ大人1人あたりの利用可能人数制限をなくすことで、無料券の使い勝手を改善し、バスを利用した家族の外出や学校行事への活用を促進することで、子どもたちが公共交通に触れる機会を増やし、将来の利用につなげていく。

	現行	改正案
対象年齢	配布した年度の小学2年生のみ	配布した年度の小学1～6年生
対象人数	大人1人につき子ども1人まで	人数制限なし ただし、大人1人の同行は必須

※発行部数（21,000部）、配布対象（県内小学2年生）、及び無料券の対象期間（配布した年度内のみ有効）は変更なし

### 3 改正に向けてのスケジュール案

- ・ R1.11～12 生活交通対策協議会委員へ意見照会
- ・ R2.1 第3回栃木県生活交通対策協議会で改正案について協議
- ・ R2.1～2 市町地域公共交通会議で無料券の適用について協議
- ・ R2.6 R2年度公共交通副読本配布（無料券の期間はR3.3末まで）

# 令和元(2019)年度「とちぎエコ通勤 week」の実施について

令和元(2019)年9月11日  
県土整備部交通政策課

## 1 趣旨

通勤時における渋滞緩和及び地球温暖化防止並びに公共交通利活用意識の高揚に資するため、県及び市町並びに民間等事業所が一斉にエコ通勤に取り組む「とちぎエコ通勤 week」(エコ通勤統一行動週間)を実施する。

## 2 主催 栃木県

## 3 協賛 (バス100円乗車証)

宇都宮市・足利市・栃木市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・大田原市・矢板市・那須塩原市・那須烏山市・那須町  
関東自動車(株)・ジェイアールバス関東(株)・東武バス日光(株)・日光交通(株)

## 4 後援

栃木県市長会・栃木県町村会・(一社)栃木県商工会議所連合会・栃木県商工会連合会  
栃木県中小企業団体中央会・(公社)栃木県経済同友会・(一社)栃木県経営者協会  
(一財)栃木県環境技術協会(栃木県地球温暖化防止活動推進センター)  
(一社)栃木県産業環境管理協会・(一社)栃木県バス協会・東日本旅客鉄道(株)大宮支社  
東武鉄道(株)・真岡鉄道(株)・野岩鉄道(株)・わたらせ渓谷鐵道(株)・朝日新聞宇都宮総局  
読売新聞宇都宮支局・毎日新聞宇都宮支局・産経新聞社宇都宮支局  
日本経済新聞社宇都宮支局・東京新聞・下野新聞社・日刊工業新聞社栃木支局  
共同通信社宇都宮支局・時事通信社宇都宮支局  
NHK宇都宮放送局・栃木放送・エフエム栃木・とちぎテレビ

## 5 実施期間

令和元(2019)年10月15日(火)～10月21日(月)

## 6 実施概要

### (1) 参加対象者

県・25市町・民間等事業所に勤務する職員、従業員

### (2) 参加募集

#### ア 募集期間

令和元(2019)年8月26日(月)～9月20日(金)

#### イ バス100円乗車証

参加事業所の職員のうち、通常マイカー通勤者を対象に、「とちぎエコ通勤 week」期間中に限り、1回につき100円の運賃で路線バスに乗車できる乗車証を発行する。対象路線は、別添、募集チラシのとおり。

## 7 その他

県及び25市町による春の「エコ通勤統一行動週間」の結果は、次のとおりであった。

区分	参加対象者数	エコ通勤率(%)の変化	
		通常日	統一行動週間
全体	約18,300名	25.4%	32.0%
		(H30)25.4%	31.5%
栃木県	約5,200名	39.1%	41.8%
		(H30)37.7%	40.4%
市町	約13,000名	19.9%	24.0%
		(H30)20.5%	24.4%

実施期間：令和元(2019)年6月10日(月)～同年6月14日(金)  
(宇都宮市は市事業として6月5日(水)に実施)

### ③ エコ通勤に使える お得なバスカードや環境定期券

#### 関東自動車・JRバス関東 2社共通バスカード



1,000円で  
1,100円分  
利用可能!



3,000円で  
3,370円分  
利用可能!



5,000円で  
5,700円分  
利用可能!

バスデーカード  
毎月1日と15日の「バス利用デー」に  
利用できます。

1,000円で1,400円分利用可能

バスカード等についてのお問い合わせ先は

- 関東自動車 本社 路線バス部  
☎028-634-8133  
HP <http://www.kantabus.co.jp/>
- JRバス関東 宇都宮支店  
☎028-687-0671  
HP <http://www.jrbuskanto.co.jp/>



「通勤・通学定期券」で休日のおでかけが便利でお得に!

#### 関東自動車の環境定期券

(定期券所持者と同乗家族の休日割引)

● 対象となる定期券 通勤定期券に加え通学定期券を含むすべての定期券

● ご利用方法 定期券をご呈示のうえ、同乗されている方をお申し出いただき、運賃を現金でお支払いください。

- ご利用できる日 土曜・日曜・祝祭日 お盆 8月13日～8月16日 年末年始 12月29日～1月3日  
※但し、宮まつり、うつのみや花火大会等の開催日は適用外
- ご利用できる区間 関東自動車で運行する路線バス全区間  
※但し、高速バス、深夜バス、市町村コミュニティバス及びその他イベント特別運行等には適用されません。

	定期券所持者	同乗者	お支払方法
定期券区間内	—	大人100円・小学生50円	現金のみ
定期券区間外	大人100円(小学生50円)	—	※バスカードはご利用になれません

◆同居しているご家族であれば、人数制限はありません。◆障がい者の方は大人50円、小学生30円となります。

### エコ通勤に取り組む事業所の認証・認定制度

エコ通勤に取り組む事業所は「エコ通勤優良事業所認証」(国土交通省・(公財)交通エコロジー・モビリティ財団)を受けることができます。認証事業所は、ホームページで事業所名や取組内容が紹介されたり、国土交通大臣表彰に推薦されることがあります。また、「エコキーパー事業所認定制度」(栃木県環境森林部地球温暖化対策課所管)の発展的な取組の1つとして報告できます。(認定事業所として県ホームページ等で広く県民に広報されたり、金融機関の優遇制度が利用できます。)

### とちぎの公共交通らくらく情報案内

(バス・鉄道ルート・時刻表案内)

HP <http://www.pref.tochigi.lg.jp/koutsu/>

問い合わせ先

栃木県県土整備部交通政策課

Tel 028-623-2187 E-mail [ecotsukin@pref.tochigi.lg.jp](mailto:ecotsukin@pref.tochigi.lg.jp)



# はじめよう エコ通勤!

できる日だけでも“ちょっとエコ”  
あなたも無理のない範囲でエコ通勤してみませんか?



栃木県元気エコエコ室長  
とちまるくん



# 1 エコ通勤とは

マイカー通勤は、「道路渋滞」や「地球温暖化」などの原因の一つとなっています。こうした問題に対処するためには、

**一つ一つの事業所の、一人一人の通勤者がマイカー通勤から、「電車やバス、自転車、徒歩など」での通勤へと自発的・主体的に転換していくことがとても大切で、これら環境にやさしい通勤をエコ通勤と呼びます。**

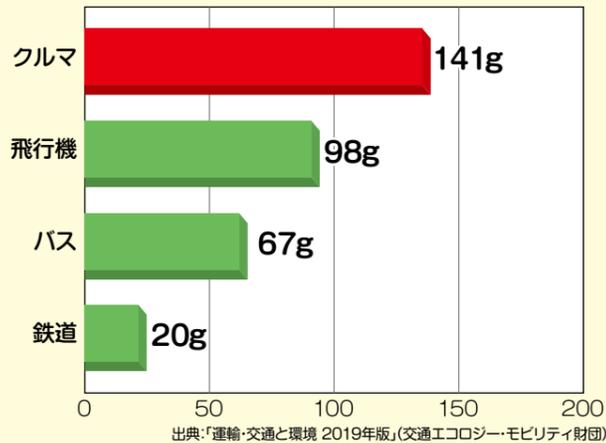


# 2 エコ通勤のメリット

## 環境

地球温暖化防止に寄与します。

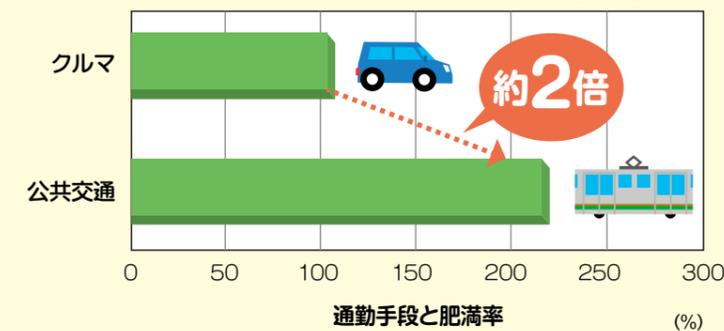
1人を1km運ぶのに排出する二酸化炭素量の比較 (g-CO<sub>2</sub>/人キロ)



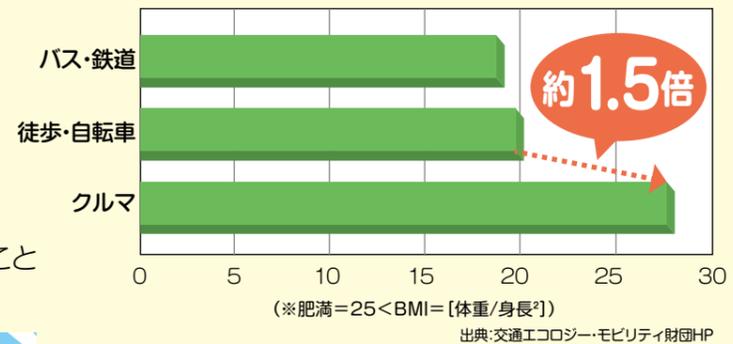
## 健康

電車やバスでの通勤は、運動量が増え消費カロリーも増加します。公共交通や自転車、徒歩での通勤は、健康増進にも役立ちます。

交通手段別消費カロリー 消費カロリー(kcal)



通勤手段と肥満率 (%)



## 安全

クルマを運転するということは、常に事故のリスクに直面しているということです。公共交通なら交通事故のリスクが減り、通勤の安全性が高まります。



## 時間の有効利用

電車やバスなどの公共交通を利用して移動すると、その移動時間を読書や休息など自由に使うことができ、時間の有効利用につながります。また、今まで出来なかった余暇の過ごし方も可能となります。



## 渋滞の緩和

過度なマイカー利用を控え、電車やバス等で通勤することで、通勤時間帯の渋滞緩和が期待できます。



## 公共交通の維持・充実

公共交通の利用者が増加すると、公共交通のサービス水準の維持・充実が期待できます。



公共交通の維持・充実により、マイカー利用できない高齢者、子ども、障がい者の方々の移動手段が確保され、地域で安心して暮らせ、社会参加ができるようになります。特に高齢者の方々にとっては、心身の健康の保持・増進(介護予防等)、孤立防止などにもつながります。



指定バス路線（協賛バス事業者）

【関東バス】				【JRバス】			
番号	起点	主な経過地	終点	番号	起点	主な経過地	終点
97	西原車庫	宇都宮東武・JR宇都宮駅・鑑山・石法寺	真岡営業所	1	作新学院前	道場宿	茂木駅
98	西原車庫	宇都宮東武・JR宇都宮駅・ベルモール前・鑑山・石法寺	真岡営業所	2	作新学院前	道場宿・市貝小	茂木駅
99	宇都宮東武	JR宇都宮駅・鑑山・亀山	真岡営業所	3	宇都宮駅東口	柳田街道・清原台団地	芳賀町役場
100	宇都宮東武	JR宇都宮駅・鑑山・橋場・中島	真岡営業所	4	宇都宮駅東口	清原台団地	芳賀町役場
101	宇都宮東武	JR宇都宮駅・橋場・七井	益子駅前	5	作新学院前	陽東桜が丘・清原台団地	芳賀町役場
102	宇都宮東武	JR宇都宮駅・ベルモール前・鑑山・橋場・七井	益子駅前	6	東武駅前	陽東桜が丘・清原台団地	芳賀町役場
103	宇都宮東武	JR宇都宮駅・鑑山	海星学院	7	作新学院前	清原台団地	芳賀町役場
104	宇都宮駅東口	東宿郷・鑑山	海星学院	8	東武駅前	清原台団地	芳賀町役場
105	宇都宮駅東口	東宿郷・ベルモール前・鑑山	海星学院	9	東武駅前	青陵高校・清原台団地	芳賀町役場
106	宇都宮東武	JR宇都宮駅・宇大前	ベルモール前	10	JR宇都宮駅（西口）	青陵高校・清原台団地	芳賀町バスターミナル
107	西原車庫	宇都宮東武・JR宇都宮駅・宇大前	ベルモール前	11	作新学院前	青陵高校・清原台団地	芳賀町バスターミナル
108	宇都宮東武	JR宇都宮駅・宇大前・峰小	御幸交番	12	東武駅前	青陵高校・清原台団地	芳賀町バスターミナル
109	宇都宮東武	JR宇都宮駅・宇大前・峰小・御幸交番・東町・竹林十文字	宇都宮東武	13	作新学院前	陽東桜が丘・清原台団地	芳賀町バスターミナル
110	宇都宮東武	宇都宮東武・JR宇都宮駅・平松本町・東峰町	宇都宮東武	14	作新学院前	清原台団地	芳賀町バスターミナル
111	宇都宮東武	宇都宮東武・JR宇都宮駅・平松本町・東高校・東峰町	宇都宮東武	15	東武駅前	清原台団地	芳賀町バスターミナル
112	宇都宮東武	JR宇都宮駅・竹林十文字・上野団地	岡本駅西口	16	作新学院前	柳田街道	芳賀町バスターミナル
113	宇都宮東武	JR宇都宮駅・御幸ヶ原元町	JR岡本駅	17	JR宇都宮駅（西口）	青陵高校・清原台団地・とちぎ産業創造プラザ	芳賀町バスターミナル
114	宇都宮東武	JR宇都宮駅・今泉九丁目・御幸交番・JR岡本駅	和久	18	作新学院前	青陵高校・清原台団地・とちぎ産業創造プラザ	芳賀町バスターミナル
115	宇都宮東武	JR宇都宮駅・竹林十文字・御幸交番	平出工業団地	19	作新学院前	JR宇都宮駅	陽東桜が丘
116	宇都宮東武	JR宇都宮駅・北越戸	御幸交番	20	東武駅前	JR宇都宮駅	陽東桜が丘
117	宇都宮駅東口	白楊高校東・東園書館入口・御幸交番	平出工業団地	21	那須塩原駅	西那須野駅	塩原温泉BT
118	宇都宮駅東口	東宿郷・陽東三丁目・御幸交番	JR岡本駅	22	西那須野駅	那須塩原駅	黒磯駅
119	宇都宮東武	JR宇都宮駅・御幸ヶ原元町・上野団地	岡本駅西口	23	西那須野駅	常盤が丘	西那須野駅
120	宇都宮東武	JR宇都宮駅・JR岡本駅・JR宝積寺駅	JR氏家駅	24	西那須野駅	狩野宿前	西那須野駅
121	宇都宮駅東口	陽東三丁目	ベルモール	25	塩原温泉BT	上塩原	上三依塩原駅
122	宇都宮駅東口	城東小学校・県営平町本町住宅	宇都宮駅東口				
123	氏家駅前	喜連川本町・小川仲町・馬頭高校	馬頭車庫				
124	氏家駅前	喜連川本町・フィオーレガーデン	びゅうフォレスト北				
125	西那須野駅東口	一本松・トココ大田原	大田原営業所				
126	西那須野駅東口	トココ大田原・倉骨・佐良士小学校	馬頭車庫				
127	西那須野駅東口	トココ大田原・国際医療福祉大学	黒羽出張所				
128	西那須野駅東口	トココ大田原・国際医療福祉大学・黒羽出張所・黒羽高校	五峰の湯				
129	西那須野駅東口	那須赤十字病院・トココ大田原・国際医療福祉大学・黒羽出張所・黒羽高校	五峰の湯				
130	西那須野駅東口	トココ大田原	国際医療福祉大学				
131	西那須野駅東口	一本松・大田原高校	那須赤十字病院				
132	大田原市役所	東武百貨店・国際医療福祉大学・黒羽出張所・黒羽高校	五峰の湯				
133	大田原市役所	東武百貨店・国際医療福祉大学	黒羽出張所				
134	黒田原駅	那須高校・東陽小学校	伊王野車庫				
135	黒磯駅	広谷地・一軒茶屋	那須湯本温泉				
136	那須塩原駅	黒磯駅・広谷地・一軒茶屋	那須湯本温泉				
137	那須湯本温泉	ビジターセンター・大丸温泉	那須ロープウェイ				
138	那須塩原駅	那須ガーデンアウレット・共和大学・ビジターセンター・大丸温泉	那須ロープウェイ				
139	黒磯駅	青木・穴沢	板室温泉				
140	那須塩原駅	黒磯駅・青木・穴沢	板室温泉				
141	黒磯駅	青木・穴沢・板室温泉	那須ハイランドパーク				
142	那須塩原駅	黒磯駅・青木・穴沢・板室温泉	那須ハイランドパーク				

【東武バス日光】

番号	起点	主な経過地	終点
1	JR日光駅	東武日光駅・神橋・西参道入口・清滝	奥細尾
2	JR日光駅	東武日光駅・神橋・西参道入口・清滝・やしおの湯	奥細尾
3	JR日光駅	東武日光駅・神橋・西参道入口	清滝

【日光交通】

番号	起点	主な経過地	終点
1	鬼怒川温泉駅	JR今市駅	下今市駅
2	鬼怒川温泉駅	東武ワールドスクエア園内、JR今市駅、	下今市駅
3	鬼怒川温泉駅	川治温泉	湯西川温泉
4	湯西川温泉駅		湯西川温泉
5	鬼怒川温泉駅	仲町	鬼怒川公園駅
6	鬼怒川温泉駅	中学校前	小佐越駅（運行日：学校開校日）
7	鬼怒川温泉駅	龍王峡	川治温泉
8	鬼怒川温泉駅	日光江戸村	鬼怒川温泉駅
9	鬼怒川温泉駅	新高徳駅	日光江戸村
10	鬼怒川温泉駅	小佐越駅	新高徳駅（運行日：学校開校日）

とちぎエコ通勤 week（エコ通勤統一行動週間）

栃木県元気エコ室長

とちまるくん



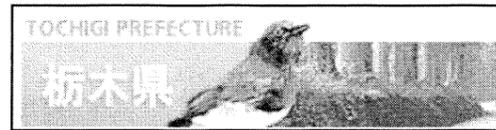
参加事業所を募集します！！

県では、通勤時における渋滞緩和や地球温暖化防止、並びに公共交通利活用意識の高揚を目的として県及び市町並びに民間事業所が一斉にエコ通勤に取り組む統一行動週間「とちぎエコ通勤 week」を次のとおり実施します。多くの事業所様のご参加をお待ちしております。

- 1 実施期間：令和元(2019)年10月15日(火)～10月21日(月) ※1日のみでも参加できます
- 2 参加対象：県内の事業所（支店、営業所、出張所、部署単位でも参加可能です）
- 3 参加方法：①参加を希望する事業所は、9月20日(金)までに参加登録書（申込書）を提出  
※個人でのエントリーはできませんのでご了承ください ※参加登録書は県ホームページからダウンロードできます  
②参加事業所の職員、従業員の方は、事業所が選択した日に「エコ通勤」により通勤  
③実施後、参加事業所は、結果アンケートを県宛て提出

「とちぎエコ通勤 week」参加事業所として登録すると・・・

事業所様のメリット



参加事業所として県ホームページで広く告知しますので、企業のイメージアップにつながります。

※ご希望により非公表にもできます。また、もれなく参加証を発行します。

職員、従業員様のメリット



路線バス利用によるエコ通勤を体験していただきやすくなるように、普段マイカー通勤の方を対象に、「とちぎエコ通勤 week」期間中に限り、1回100円の運賃でバスに乗りできる乗車証を発行します（裏面をご覧ください）。

○エコ通勤とは？

通勤時におけるマイカー利用を控え、鉄道、バス等の公共交通や自転車、徒歩、マイカー相乗り等により通勤することをいいます。

○エコ通勤のメリット

- ・周辺地域の通勤時間帯の渋滞緩和が期待できます。 ・地球温暖化防止に貢献できます。
- ・公共交通の利用促進が図られ、マイカーを利用できない方の交通手段の維持確保につながります。
- ・公共交通や自転車、徒歩での通勤は、健康増進に役立ちます。
- ・エコ通勤に取り組む事業所は「エコ通勤優良事業所認証」(国土交通省・(公財)交通エコロジー・モビリティ財団)を受けることができます。(認証事業所は、ホームページで事業所名や取組内容が紹介されたり、国土交通大臣表彰に推薦されることがあります) また、「エコキーパー事業所認定制度」(栃木県環境森林部地球温暖化対策課所管)の発展的な取組の1つとして報告できます。(認定事業所として県ホームページ等で広く県民に広報されたり、金融機関の優遇制度が利用できます。)
- ・今回、参加登録された事業所に、抽選で素敵なプレゼントが当たります。

主催 栃木県

(バス100円乗車証)

宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、那須町  
関東自動車(株)、ジェイアールバス関東(株)、東武バス日光(株)、日光交通(株)

後援

栃木県市長会、栃木県町村会、(一社)栃木県商工会議所連合会、栃木県商工会連合会、栃木県中小企業団体中央会  
(公社)栃木県経済同友会、(一社)栃木県経営者協会、(一財) 栃木県環境技術協会(栃木県地球温暖化防止活動推進センター)  
(一社)栃木県産業環境管理協会、(一社)栃木県バス協会、東日本旅客鉄道株式会社大宮支社、東武鉄道株式会社、真岡鐵道(株)、野岩鐵道(株)、わたらせ渓谷鐵道(株)、朝日新聞宇都宮総局、読売新聞宇都宮支局、毎日新聞宇都宮支局、産経新聞社宇都宮支局、日本経済新聞社宇都宮支局、東京新聞、下野新聞社、日刊工業新聞社栃木支局、共同通信社宇都宮支局、時事通信社宇都宮支局、NHK宇都宮放送局、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビ

とちぎエコ通勤 week 参加登録及び問合せ先 栃木県 県土整備部 交通政策課（交通企画担当）

電話 028-623-2187 FAX 028-623-2399 e-mail ecotsukin@pref.tochigi.lg.jp

詳しくは「とちぎ はじめよう！エコ通勤」で検索

とちぎエコ通勤week「バス100円乗車証」

- このサービスは、協賛市町及び協賛バス事業者の御協力により実施するものです。
- このサービスを利用することができる「指定バス路線」は下表のとおりです。
- 降車の際に「バス100円乗車証」を提示すれば、「とちぎエコ通勤week」期間中に限り、1回の乗車につき100円の運賃でバスを利用できます(乗り継ぎの場合は、乗車の都度、100円の運賃が必要です)。

- このサービスは、次の①・②のいずれにも該当する方が、通勤を目的とするバス乗車に限り利用できます。
  - 普段マイカー通勤をしている参加事業所の職員、従業員で、「とちぎエコ通勤week」期間中に、指定バス路線を利用して通勤する方(普段、指定バス路線を利用して通勤している方は利用できません)
  - 「バス100円乗車証」の利用実績を県あて報告することができる参加事業所に通勤する職員、従業員
- 「バス100円乗車証」は、参加事業所を通じて配布します(個人には配布いたしません)。

指定バス路線 (協賛市町)

市町名	路線名、乗車等	起点	主な経過地	終点	
宇都宮市	上河内地域路線バス (旧コピー号)	山田	公民館入口	西小学校前	
		西小学校前	市民センター玄関前	氏家駅	
		ふれあい西戸沼館	三軒入口、上河原	東小学校	
		上小倉西組	生活センター前	東小学校	
足利市	小泉線、あしバスアッシュー	東戸沼神社前	鎌倉屋前	東小学校	
		市民センター玄関前	田原コミュニティプラザ	済生会病院	
		アピタ	足利赤十字病院、東武足利市駅	小泉北町	
		アピタ	足利赤十字病院、東武足利市駅	松田町	
		アピタ	JR足利駅、東武足利市駅	行道山	
		アピタ	JR足利駅、東武足利市駅	岡崎山	
		山道線、あしバスアッシュー	足利赤十字病院	JR足利駅、東武足利市駅、矢堀川公民館	足利赤十字病院
		御園線、あしバスアッシュー	足利赤十字病院	JR足利駅、東武足利市駅、南幸堂荘	足利赤十字病院
		中央新郷線、あしバスアッシュー	JR足利駅	アシコタウンあしかが	JR足利駅
		名草線、あしバスアッシュー	足利赤十字病院	JR足利駅、東武足利市駅	入草
栃木市	寺尾線 市街地循環線 市街地北循環線 部屋線 真名子線 金崎線 大宮国府線 信川線/口線 藤岡線 岩舟線	栃木駅	とちぎメディカルセンターしもつが・星野御嶽山入口	出流観音	
		栃木駅	市役所前・とちぎメディカルセンターしもつが	栃木駅	
		栃木駅	新栃木駅・イオン・とちぎメディカルセンターとちのき	栃木駅	
		ヨークベニマル栃木祝町店	カインズモール大平・ゆうゆうプラザ	部屋南部桜づつみ公園・藤岡駅	
		とちぎメディカルセンターしもつが	真名子介護保険事業所	東武金崎駅	
		とちぎメディカルセンターしもつが	新栃木駅・栃木駅	東武金崎駅	
		とちぎメディカルセンターしもつが	新栃木駅東口・野州大塚駅前	とちぎメディカルセンターしもつが	
		北武井入口・小山西高枝前	栃木駅・南柏倉公民館前・安純の里	遊楽々館	
		東武新大平下駅・プランとおひら	栃木駅・岩舟駅	道の駅きたかわ	
		道の駅みかも	栃木駅	道の駅みかも	
鹿沼市	リールバス 上久我線 リールバス 小栗川森崎線 リールバス 遊転免許センター線 リールバス 南野原線 リールバス 公設市場線 リールバス 鹿沼南高校線 リールバス 古峰線 リールバス まちなか線 リールバス 南原線 リールバス 口栗野線 リールバス 上船尾山の神線 リールバス 入粟野上五月線	JR鹿沼駅	日吉町、加賀	石炭山(馬基)	
		JR鹿沼駅	平和タクシー本社	小栗川森崎	
		JR鹿沼駅	神町(新・鹿沼駅)	遊転免許センター	
		JR鹿沼駅	鹿山町、安佐原町	榎本車庫	
		JR鹿沼駅	西茂呂、公設市場	鹿沼南高校	
		JR鹿沼駅	鹿山町	鹿沼南高校	
		JR鹿沼駅	日吉町、引田	古峯神社	
		JR鹿沼駅	東武新鹿沼駅、JR鹿沼駅、緑町、西茂呂	花本センター	
		JR鹿沼駅	花岡町、福祉センター	なんま保育園入口(遊転公園前)	
		JR鹿沼駅	大門前、東武鹿山駅、下南原	口栗野車庫	
日光市	小百線 下野大沢線 大沢線 温泉線 下小林線 今中線 市営住宅線 下今市線 鬼怒川温泉女湯線 足尾JR日光駅線 赤倉線 送上线	日光市役所前	清住町	六沢	
		今市車庫	大沢地区センター	JR下野大沢駅	
		日光市役所前	芹沼本田	大蔵	
		今市車庫	前沢	温泉保養センター	
		第三小学校	大室	下小林	
		第三小学校	七本塚	今市中学校前	
		JR日光駅	七本塚	市営住宅前	
		JR日光駅	今市特別支援学校	東武下今市駅	
		鬼怒川温泉駅	川治温泉	女湯	
		東武病院	田元・赤倉・送上	JR日光駅	
小山市	羽川線 間々田線 高岳線 城東中久喜線 土塔平成通り線 大谷中央線 恩川線 道の駅線 市民病院線 間々田東西線 渡良瀬ライン	小山駅西口	扶桑団地	小金井駅西口	
		小山駅西口	湯水プール館前	間々田駅西口	
		小山駅東口	イオンモール小山前	東光高岳北	
		小山駅東口	イオンモール小山前	高専正門	
		小山駅東口	たいらや前	関東能開大正門	
		大谷公民館	小山整形外科内科北		
		小山駅西口	豊田南小学校前	恩川駅	
		小山駅西口	道の駅	いちごの里	
		小山駅西口	ハーベストウォーク東	新市民病院	
		間々田東口	間々田駅東口	新市民病院	
真岡市	真岡市コミュニティバス(いちごバス) ※通常運賃が100円なので、100円乗車証不利用	真岡駅東口	芳賀赤十字病院、真岡市役所	真岡駅西口	
大田原市	佐久山・観音線 金田方面循環線 野崎方面循環線 那須塩原駅線 大田原市内循環線 金丸線 雲巖寺線 須賀川線 蛙田・湯津上線 大田原女子高線	ふれあいの丘	福原・観音・元町	那須赤十字病院	
		大田原市役所	小滝・羽田・寒井・鎌貫	大田原市役所	
		那須赤十字病院	加治屋・薄葉・野崎・上石上	大田原市役所	
		那須塩原駅	今泉・市役所・国際医療福祉大学	道の駅那須与一の郷	
		大田原市役所	美原・中田原・本町・西那須野駅	西那須野	
		道の駅那須与一の郷	大谷・市野沢・東小屋	那須塩原駅	
		雲巖寺前	黒羽高校・黒羽	那須塩原駅	
		黒羽	黒羽支所・雲巖寺	石畑	
		ながわ水遊園	湯津上支所・蛙田・宇田川・美原	那須赤十字病院	
		那須塩原駅	今泉・紫塚	大女高前	
矢板市	泉線(1号車) 長井線(1号車) 矢板駅⇄城の湯(1号車) 片岡線(2号車) 片岡線(2号車) 片岡線(2号車) 安沢線(2号車) 沢線(3号車) 塩田線(3号車) 中央環状線(3号車)	矢板駅	郷土資料館前	矢板駅	
		矢板駅	荒井家住宅前	矢板駅	
		矢板駅	道の駅やいた	矢板駅	
		片岡駅	塩林	矢板駅	
		片岡駅	塩林	矢板駅	
		片岡駅	コリーナ矢板	片岡駅	
		安沢小	沢	矢板駅	
		沢	塩田	矢板駅	
		塩田	木柳	矢板駅	
		塩田	木柳	矢板駅	
那須塩原市	ゆーバス 塩原・上三依線 ゆーバス 西那須野外新郷線 ゆーバス 西那須野内新郷線 ゆーバス 西那須野線 ゆーバス 西那須野線(黒磯線乗入車線南高校前止まり) ゆーバス 西那須野線(黒磯線乗入車線直通)	塩原温泉バスターミナル	上三依塩原温泉駅、夕の原	国際医療福祉大学病院前	
		西那須野駅東口	国際医療福祉大学病院前	西那須野駅西口	
		西那須野駅西口	健康長寿センター前	西那須野駅東口	
		西那須野駅	国際医療福祉大学病院前、イオンタウン那須塩原店	那須塩原駅	
		西那須野駅	国際医療福祉大学病院前	黒磯南高校前	
		西那須野駅	国際医療福祉大学病院前、イオンタウン那須塩原店、黒磯南高校前	黒磯駅	
		那須塩原駅西口	黒磯南高校前、市役所、吾間記念病院、黒磯駅、ベルモール前	那須塩原駅西口	
		黒磯駅西口	吾間記念病院、黒磯南高校前、市役所	黒磯駅西口	
		大沢	大沢	高部車庫	
		小島	小島	市見温泉	
那須町	湯本線 湯分・黒磯線	湯本	いこいの家	ゆめプラザ前	
		湯分	伊王野	黒磯駅	

指定バス路線 (協賛バス事業者)

【関東バス】				【関東バス】			
番号	起点	主な経過地	終点	番号	起点	主な経過地	終点
1	宇都宮駅	戸祭台循環	宇都宮駅	49	駒生営業所	宇都宮駅・さる山団地入口	瑞穂野団地
2	宇都宮駅	市役所循環	宇都宮駅	50	駒生営業所	宇都宮駅・さる山団地入口・緑の郷	瑞穂野団地
3	宇都宮駅	馬場町・清住町・栃木医療センター前	細谷車庫	51	宇都宮駅	さる山団地入口	瑞穂野団地
4	宇都宮駅	馬場町・伝馬町・桜通り・和尚塚	細谷車庫	52	駒生営業所	宇都宮駅・さる山団地入口・瑞穂野団地	木郷台西汗
5	宇都宮駅	馬場町・西鳩田・栃木医療センター前	戸祭	53	駒生営業所	宇都宮駅・下桑島	東汗
6	宇都宮駅	馬場町・西鳩田・栃木医療センター前・戸祭	宝木団地	54	作新学院前	宇都宮駅	上三川車庫
7	宇都宮駅	宇商	富士見が丘団地	55	宇都宮駅	馬場町・桜通り・睡町・野尻	砥上車庫
8	宇都宮駅	竹林	富士見が丘団地	56	宇都宮駅	三の沢・長坂・飯田	鹿沼営業所
9	宇都宮駅	竹林・済生会	富士見が丘団地	57	宇都宮駅	三の沢・宇短大・長坂・飯田	鹿沼営業所
10	駒生営業所	宇都宮駅・宇商	富士見が丘団地	58	宇都宮駅	馬場町・三の沢	西の宮団地
11	駒生営業所	馬場町・宇都宮駅・竹林	富士見が丘団地	59	宇都宮駅	旭陵通り・今宮	雀宮駅
12	駒生営業所	馬場町・宇都宮駅・竹林・済生会	富士見が丘団地	60	宇都宮駅	馬場町・花房町・陽南中・がんセンター・宮本町	西川田東
13	宇都宮駅	竹林	済生会病院	61	宇都宮駅	材木町・宇女高前・六道・宇高校前・東原町	西川田東
14	駒生営業所	宇都宮駅・豊郷・田原	宇都宮グリーンタウン	62	宇都宮駅	上久下・上石川	運転免許センター
15	駒生営業所	宇都宮駅・豊郷・川俣・宝井	宇都宮グリーンタウン	63	宇都宮駅	直通	運転免許センター
16	駒生営業所	宇都宮駅・関越・田原・今里・大宮	玉生車庫	64	宇都宮駅	上久下・上石川・運転免許センター	榎木車庫
17	駒生営業所	宇都宮駅・関越・田原・柿の木	今里	65	宇都宮駅	上久下・上石川	榎木車庫
18	宇都宮駅	山本・豊郷中央小学校・帝京大学	ニュー富士見	66	宇都宮駅	台新田・JCHOうつのみや病院	雀宮陸上自衛隊前
19	宇都宮駅	山本・豊郷中央小学校	帝京大学	67	宇都宮駅	台新田・雀宮	石碓駅
20	宇都宮駅	竹林・済生会	帝京大学	68	宇都宮駅	台新田・雀宮・文教通り	石碓駅
21	宇都宮駅	直通	帝京大学	69	宇都宮駅	材木町・宇女高前・六道・宇高校前	鶴田駅
22	宇都宮駅	山本・豊郷中央小学校・帝京大学	宇都宮美術館	70	宇都宮駅	馬場町・伝馬町・陽西通り・南宇都宮	鶴田駅
23	宇都宮駅	中丸・荒針・ニューサンピア栃木	鹿沼営業所	71	宇都宮駅	馬場町・伝馬町・桜通り・流谷町	鶴田駅
24	宇都宮駅	陽西中・仁良塚	ろまんちっく村	72	宇都宮駅	馬場町・伝馬町・桜通り・宇高校前・東原町	西川田駅
25	宇都宮駅	中丸・大谷	立岩	73	宇都宮駅	県庁先回り・市内循環線(きぶな)	宇都宮駅
26	宇都宮駅	馬場町・伝馬町	作新学院前	74	宇都宮駅	市役所先回り・市内循環線(きぶな)	宇都宮駅
27	宇都宮駅	馬場町・伝馬町・作新学院前	駒生営業所	75	宇都宮駅東口	産業技術大学校・中平出	柳田車庫
28	宇都宮駅	馬場町・伝馬町・作新学院前・とちぎ健康の森	駒生営業所	76	宇都宮駅東口	東宿郷・下平出・屋敷北	柳田車庫
29	宇都宮駅	栃木医療センター正門前・仁良塚	ろまんちっく村	77	宇都宮駅東口	東宿郷・ベルモール・下平出・屋敷北	柳田車庫
30	宇都宮駅	桜通り・野沢	山王団地	78	宇都宮駅東口	東宿郷・今泉町・陽東核が丘	ベルモール
31	宇都宮駅	桜通り・徳次郎	石那田	79	宇都宮駅東口	ベルモール・宇大工学部・宇大(宇大循環線左回り)	宇都宮駅東口
32	宇都宮駅	桜通り・徳次郎	篠井ニュータウン	80	宇都宮駅東口	宇大・宇大工学部・ベルモール(宇大循環線左回り)	宇都宮駅東口
33	宇都宮駅	桜通り・徳次郎・大沢・今市・野口	日光東照宮	81	駒生営業所	宇都宮駅東口・産業技術大学校・中平出	柳田車庫
34	宇都宮駅	桜通り・徳次郎・篠井ニュータウン・大沢・今市・野口	日光東照宮	82	駒生営業所	馬場町・宇商	済生会病院
35	宇都宮駅	桜通り・徳次郎・石那田・大沢	今市車庫	83	雀宮駅	さつき団地	西川田駅東口
36	宇都宮駅	桜通り・徳次郎・石那田・篠井ニュータウン・大沢	今市車庫	84	今市車庫	病沢・大室・矢野口・塩野室	下小林
37	宇都宮駅	桜通り・石那田・上篠井・塩野室・佐貫	船生	85	石碓駅	多功・上三川・上大沼・高間木	真岡車庫
38	宝木団地	作新学院・宇都宮駅・竹林・海道町	釜井台団地	86	石碓駅	おもちゃのまち駅	獨協医大病院前
39	宝木団地	作新学院・宇都宮駅・竹林・海道町	白沢河原	87	石碓駅	ゆきが丘循環	石碓駅
40	宝木団地	作新学院・宇都宮駅・竹林・海道町	白沢河原	88	自治医大駅	自治医大駅東	自治医大附長病院前
41	細谷車庫	作新学院・宇都宮駅・竹林・海道町	白沢河原	89	おもちゃのまち駅	助谷入口	獨協医大病院前
42	宝木団地	作新学院・宇都宮駅・竹林・金井台	奈坪台中央	90	小山駅東口	西城南・東城南	小山駅東口
43	宇都宮駅	白楊高校・越戸	柳田車庫	91	小山駅東口	西城南・西坪公園・あさひ保育園	小山駅東口
44	駒生営業所	宇都宮駅・白楊高校・越戸	柳田車庫	92	小山駅東口	東城南・新小山市市民病院・西城南	小山駅東口
45	駒生営業所	宇都宮駅・白楊高校・越戸	松下電器前	93	栃木駅	俵町	国学院前
46	駒生営業所	宇都宮駅・東川田・インターパーク	上三川車庫	94	佐野駅	佐野市文化会館・佐野短大	佐野新都市バスターミナル
47	駒生営業所	宇都宮駅・東川田・屋敷・東谷	上三川車庫	95	佐野新都市バスターミナル	佐野駅除け大師・佐野駅・佐野市文化会館(循環右回り)	佐野新都市バスターミナル
48	駒生営業所	宇都宮駅	卸会館前	96	佐野新都市バスターミナル	佐野市文化会館・佐野駅・佐野駅除け大師(循環左回り)	佐野新都市バスターミナル

# 記載例

送付先 : 栃木県交通政策課交通企画担当あて ※送付状不要  
 FAX番号 : 028-623-2399  
 Eメール : [ecotsukin@pref.tochigi.lg.jp](mailto:ecotsukin@pref.tochigi.lg.jp)  
 締め切り : 令和元(2019)年9月20日(金)までに送付くださいますようお願いいたします

## 「とちぎエコ通勤 week」参加登録書(申込書)

(提出日: 令和元(2019)年 月 日)

参加事業所名		○○○○株式会社 ○○営業所 ※ 支店、営業所、出張所、部署 単位でも参加登録可能です							
代表者氏名		営業所長 ○○○○							
所在地		〒000-0000	栃木県宇都宮市塙田○丁目○番○号				〒		
担当者	所属	○○部○○課							
	職・氏名	課長 ○○○○							
	連絡先	TEL	028-0000-0000		FAX	028-0000-0000			
	E-mail	0000@0000.tochigi.com							
取組予定日 ※該当に○印 参加登録時の予定で 差し支えありません		10/15 (火)	10/16 (水)	10/17 (木)	10/18 (金)	10/19 (土)	10/20 (日)	10/21 (月)	
		(取り組み予定日に○印を記載)							
参加登録する 職員、従業員数 (総従業員数)		【総従業員数】 ※総従業員数を記載してください 人			参加事業所名の 公表の可否 ※該当に○印		<div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="font-size: 20px; font-weight: bold;">可</span> </div> ・ 否		
バス 100 円 乗車証 ※該当に○印		<div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="font-size: 20px; font-weight: bold;">※希望する</span> </div> ・ 希望しない ※別紙「留意事項」をご参照ください ※利用状況の回答が必須となります ご協力のほどよろしくお願い申し上げます			希望枚数 (必要枚数を記載) 枚 ※数を調整させていただく場合があります				
(アンケート)		とちぎエコ通勤 week を何でお知りになりましたか (複数回答可) ※該当に○印		① 県ホームページ ② 新聞記事 ③ リーフレット・ポスター ④ 所属団体等からの情報提供 (メール・会報誌・資料送付等) ⑤ その他 ( )					
		エコ通勤の取組実績がございましたら、その内容を御教示ください		(※どんなに些細な事柄でも結構です) (例) ・ エコ通勤の呼びかけを行っている ・ 健康維持のため、徒歩、自転車通勤を推奨している ・ 社内でエコ通勤日を設定している ・ 駐車場の制約から、原則、公共交通機関による通勤としている ・ 通勤バスを運行している					

送付先 : 栃木県交通政策課交通企画担当あて ※送付状不要  
 FAX番号 : 028-623-2399  
 Eメール : [ecotsukin@pref.tochigi.lg.jp](mailto:ecotsukin@pref.tochigi.lg.jp)  
 締め切り : 令和元(2019)年9月20日(金)までに送付くださいますようお願いいたします

## 「とちぎエコ通勤 week」参加登録書 (申込書)

(提出日 : 令和元(2019)年 月 日)

<b>参加事業所名</b>		※ 支店、営業所、出張所、部署 単位でも参加登録可能です					
<b>代表者氏名</b>							
<b>所在地</b>		〒					
<b>担当者</b>	<b>所属</b>						
	<b>職・氏名</b>						
	<b>連絡先</b>	TEL	FAX				
	<b>E-mail</b>						
<b>取組予定日</b> ※該当に○印	10/15 (火)	10/16 (水)	10/17 (木)	10/18 (金)	10/19 (土)	10/20 (日)	10/21 (月)
参加登録時の予定で 差し支えありません							
<b>参加登録する 職員、従業員数 (総従業員数)</b>	【総従業員数】 人			参加事業所名の 公表の可否 ※該当に○印		可	否
<b>バス 100円 乗車証</b> ※該当に○印	※希望する ・ 希望しない			希望枚数			
	※別紙「留意事項」をご参照ください ※利用状況の回答が必須となります ご協力のほどよろしくお願い申し上げます			※数を調整させていただく場合があります			
	とちぎエコ通勤 week を何でお知 りになりましたか (複数回答可) ※該当に○印	① 県ホームページ ② 新聞記事 ③ リーフレット・ポスター ④ 所属団体等からの情報提供 (メール・会報誌・資料送付等) ⑤ その他 ( )					
<b>(アンケート)</b>	エコ通勤の取組 実績がございましたら、その内 容を御教示くだ さい	(※どんなに些細な事柄でも結構です)					

# とちぎエコ通勤 week 参加事業所に 県内第三セクター鉄道の乗車券等を 抽選でプレゼント!

- ◇とちぎエコ通勤 week に御参加の事業所に、抽選で素敵な賞品が当たります!
- ◇県内第三セクター鉄道から提供の賞品セット

## 真岡鐵道「SL 整理券の無料引換券」 2枚

※SLの乗車に必要な整理券(500円相当)です。運賃は別途になります。

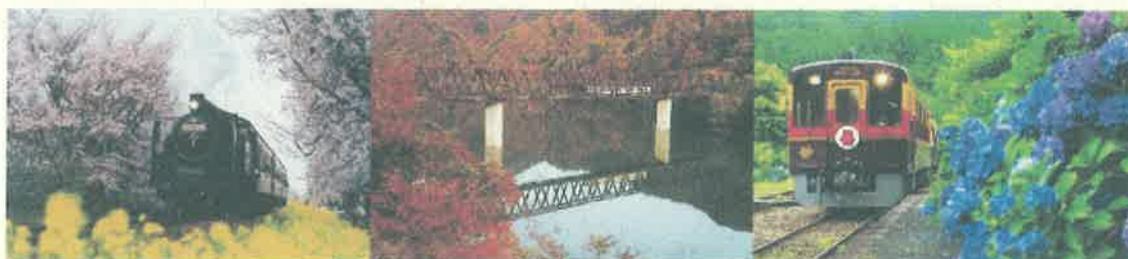
## 野岩鐵道「優待券」 2枚

※片道無料で乗車できます。(野岩線全線で利用できます。)

## わたらせ溪谷鐵道「全線1日フリーきっぷの引換券」 1枚

※1日間全線乗り降り自由です。

- ◇エコ通勤事業に参加した事業者の中から抽選の上、当選5社を決定!
- ◇当選した事業者へ、3鉄道のチケットをセットで送付いたします。



真岡鐵道SL

野岩鐵道

わたらせ溪谷鐵道

風情のあるローカル線の旅を楽しむ  
チャンス! ぜひ、御参加ください!

